

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
1	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に係る業務のシステム化	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する「諸事項の調査」や「結果報告（確定報告）」等の市町村に対する国の調査は、市町村からのエクセル様式の回答を都道府県で集計し取りまとめた上で国に報告している。国の調査は調査項目も多く、全小・中学校に調査をかける大規模での調査である。都道府県のとりまとめ作業も、チェック作業の負担は重い。その結果として、公表するまでに調査時点から6か月かかってしまっている。 そこで、本調査については、共通化の候補とし、データの発生源から自動で集計できるよう、専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の調査負担を軽減するとともに、調査から結果の公表までの期間を短縮することにより、支援を必要とする不登校対応児童生徒へのタイムリーかつ適切な対応や、結果を迅速に知りたい住民の利便性向上につながることでできると考える。	政令指定都市	A.TYPESに關係するもの
2	自立支援統計システム	生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、相談件数等をシステムに入力し、毎月国に報告している。 システムの導入にあたり専用端末を設置したため、専用のシステムを構築することで、端末導入にかかる負担が少なくなること、また、職員の入力の際に、どの端末からも入力ができるという点でメリットになると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	A.TYPESに關係するもの
3	精神保健業務に関するシステム化	現在、精神保健業務では、精神障がい者に関する情報やケース記録を紙媒体により管理している。しかし、年々対象者が増加していることに加え、緊急通報時においては24時間体制での対応を求められており、現在の紙ベースでの記録管理では迅速に対応しなくても限界がある。また、入院院届出や精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療などの情報については紙媒体と併せて、複数のExcelデータで管理している。その複数のデータを基に国に毎年報告する「地域保健・健康増進事業報告」を作成しているため、集計に多くの時間を要している。 多くの自治体が同様の課題を有すると想定されることから、精神保健業務におけるケース記録等を標準システム化し、緊急対応時に現場で各ケースの内容を確認ができるような仕組みにすることや国への報告様式を当該システムから出力できるようにすることなど、業務内容を共通化することで、緊急対応など当該業務に関する各種事務に関して適切かつ効率的に対応できるようにする。	中核市	A.TYPESに關係するもの
4	生成AI技術を活用したチャットによる傾聴型相談	本市では、孤独・孤立対策として、24時間対応傾聴型生成AIと専門職を相談者が選択できるハイブリッド型のLINE相談を行っている。 経緯としては、令和4年度に試行的事業として有人でのLINE相談を行った結果、漠然とした生きづらさを抱える方からの相談や「話を聞いてほしい」という傾聴のニーズの割合が高かったことから、傾聴を得意とする生成AIと相談員によるサービスを令和6年7月から開始した。 このような生成AI技術を相談ツールとして活用することで、窓口・電話での相談に抵抗がある方が気軽に相談できる環境の構築や相談員の人員不足などの課題解決を図ることを可能とする。 また、本市では、受託先において開発したChat GPTプロンプトを使用した生成AIによるLINEなどのSNS相談サービスを市民に提供しているが、各市が個別にその仕組みを開発するのではなく、標準パッケージ化することで、費用負担の軽減や相談傾向を比較分析することが可能となり、各市の孤独・孤立対策等、相談業務の課題対策が進むことが見込まれる。更には、事例が増加することで、生成AI技術が向上し、きめ細やかな相談対応が期待できるものと考えられる。	中核市	A.TYPESに關係するもの
5	福祉相談業務に係る情報共有等のシステム化	※本県では福祉相談分野（住民に寄り添った相談・支援業務を行うためのデジタル技術活用）で、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESの採択を受けた。 県では福祉相談分野の独自施策として、相談者や相談内容を問わないワンストップ窓口である「中核地域生活支援センター」を県内で13箇所実施し、今年で20年を迎える。近年、市町村においても中核センターのような包括的な相談窓口が増え、支援体制の構築は進んでいるが、中核センターを含む全国の多くの福祉相談の現場で人手が足りず、複雑な相談が増えているため相談支援員の負担増が課題であると認識。 この課題解決のために、現在県内8市とともに交付金を活用しながら、関係機関による情報共有等をクラウド上で行えるシステムの開発（プロトタイプ）や、相談記録等の記載の手間を省力化できる音声マイニングシステムの導入、最適な支援機関に繋がるまでの労力・時間の軽減が期待できるAIチャットボットの導入を実施し、相談から支援、情報共有までの一連の業務のデジタル化を進めているところ。 福祉相談業務を共通化の候補とすることは、事務効率化によって1件ごとの相談対応時間の確保が可能となり、全国的に相談支援の質を向上させることができると考える。	都道府県	A.TYPESに關係するもの
6	不登校やいじめ、養育不安等に係る教育相談業務のシステム化	本市では、不登校や養育不安、いじめや交友関係等について19歳以下の青少年に関する全般的な相談を行っている。また、年齢期で多感な時期の児童・生徒に関する相談及び支援を行っている。しかし、相談記録プラットフォームが整備されていないため、緊急時の即応的対応や状況把握が困難、相談内容や対応に関するデータ蓄積がなく、分析や研究により、過去の対応をより良い相談に生かすことができないのが現状である。 相談多様な関係者間の情報共有、過去の相談記録の容易検索等を行うことができる相談記録プラットフォームとしての教育相談システム導入により、児童相談所等関係機関との連携を迅速かつ安全に行うことが可能となり、また相談内容や経過データを蓄積・分析することにより、より良い相談対応及び切れ目のない相談・支援を行うことが可能となる。	政令指定都市	A.TYPESに關係するもの
7	要介護認定申請の進捗確認システム	既に他自治体で導入されている要介護認定進捗確認システム。これまではデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ「TYPE1」で承認されていたが、新たに認定された要介護度・認定有効期間の表示が追加されることにより実装タイプ「TYPES」の要件に該当すると見込まれるもの。 当課においても、1件あたり約5分ほどの認定申請後の進捗確認の電話対応が1日に約50件発生しており、非常に労力を要する業務となっている。実際に当システムを先行的に導入した自治体では、認定結果の表示がされない「TYPE1」での内容であっても、1日200件ほどあった進捗確認の電話がほぼ0件になったという実例がある。そのため、オンライン上で相手方の照会により自動で認定申請から認定結果までの進捗確認が可能となれば、更に相手方の負担も軽減でき、かつ、職員の業務効率化にも繋がると考える。	中核市	A.TYPESに關係するもの
8	要支援児童等を支援するチャットツールの構築	本市では、R4からLINEをプラットフォームとした専門職による相談サービスを展開している。対象者を児童とその保護者とし、いかなる相談も一時受付するほか、ケースワークにおいて気になる世帯についてはLINEともつながるよう支援することで更なる連携を図っている。相談件数はR6.7時点で弱2,600人、相談件数7,000件超となっており、行政につながりづらい層を含めたあらゆる属性の対象者に訴求できている。さらに、相談者の状況に応じて、市と各事業所がKINTONEを活用した連携を実施することで必要な支援につないでおり、結果として、支援の裾野を広げることに成功し、児童虐待対策を含めた児童福祉行政の充実化に寄与している。この仕組みと成果は、本市固有のものではなく、全国的に展開可能であり、かつ、そうすることでスケールメリットを享受できるものと考えられるため、共通化の候補とすることを提案する。	中核市	A.TYPESに關係するもの
9	介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築	本県では令和6年度、デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPESを活用し、介護分野のデジタル行政改革を推進するために設定された目標「介護分野におけるKPI」や、介護事業所の生産性向上における取組状況やその効果、さらに、利用者への介護サービス・ケアの質等をリアルタイム性をもって把握できるデータ基盤の構築を行う予定である。 また、構築したデータ基盤は、県内の介護事業所への導入支援や効果の検証等を行うことも予定しているため、その結果を踏まえた標準仕様をもとに共通化されたデータ基盤を国主導で全国展開することを提案する。	都道府県	A.TYPESに關係するもの
10	有事の際の広域的な行政サービスの提供	地震・台風等緊急対応が必要な防災分野については、国でデジタル共通基盤を構築して、必要な情報を一元化し、広域で活用することを提案する。 ・防災分野：避難者の支援、応援者の配置、物資の融通等を広域的・効果的に行うためのシステム	都道府県	A.TYPESに關係するもの
11	災害時における各種情報を一元管理するシステム	能登半島地震では被災地からのニーズの把握と共有に時間を要していた。また、省庁間、分野・部門間では共有できていた情報が省庁、分野を跨いで共有されていなかった。これにより、支援する自治体側が各種要請に基づき分野ごとに違う都市に支援を行い、宿泊先の確保などを一体、共通して行うことができないなど弊害が生じた。各種の情報が一元的に管理され受援側が要請内容を調整できれば、支援する自治体の調整も円滑にできる。また、水道、下水道では関係する分野であるのに支援の優先順位が調整されず、復旧した水道を下水道の復旧の遅れにより使用できないなどの弊害があったが、情報が共有されることによりそういった事象を減らすことができる	中核市	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
12	産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出に係る全国共通受付システムの導入	産業廃棄物管理票交付状況報告書については、紙による産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付している事業者が、当該事業所を管轄する都道府県等に、毎年6月末を期限として前年度交付状況を報告することが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に規定されている。 当該報告書については、都道府県等において収受を行い、域内における産業廃棄物の排出状況の把握、分析等に供されているものであるが、電子情報処理組織使用事業者から送付される電子マニフェストを利用してる排出事業者の管理票の交付状況とは異なり、排出品目の分類記載や数量把握の手法が統一化されておらず、産業廃棄物排出状況の定量的な資料とすることが難しい状況である。 また、複数の都道府県等に報告書の提出が必要な事業者にとっては、提出先ごとに事務手法が異なるなどの負担が生じている状況である。 これらのことから、産業廃棄物管理票交付状況報告書の全国統一的な提出受付システムを構築することにより、種別や数量などの入力データの標準化を可能とするだけでなく、現状では実施できていない、全国各地の紙マニフェストの発行状況を網羅的に分析が可能となることから、電子マニフェスト移行に向けた施策検討の根拠の取得が期待される。 併せて、排出事業者における事務負担の軽減も可能であると考えられる。	政令指定都市	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
13	重度障害者医療費助成に係る業務システムの共通化	国の施策及び予算に関する提言において、当市では重度障害者医療費に係る全国一律の助成制度の創設について継続して提言しており、重度障害者医療費助成は経済的負担の軽減及び生活の安定と福祉の増進を図るために事業の継続は必要不可欠と認識している。現状は県の補助対象である助成範囲と市町村が助成している範囲が異なる自治体も多く、また都道府県単位で交付される障害者手帳の形式が異なるため、当市の助成要件の確認の事務負担等が大きい。 標準化法システムに関しては「障害者総合支援法に基づく業務システム」との助成額算定のための優先公費の取得情報、「医療保険システム」との保険加入の資格情報等に関する連携が必要であり、標準化法システムと密接な関わりがある事務である。 さらにPMH本稼働による連携が必要な状況下で、標準化法システムにおいては、仕様書2.1から市町村独自事業として重度障害者医療費助成に係るシステムが標準化の対象外とされたことから、今回の共通化すべき業務・システムの対象候補として提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
14	選挙システムの共通化	国政選挙の実施にあたって、選挙後には選挙結果に係る報告について、エクセルで約70シートほどある市町からの回答を集計する作業が発生し担当職員の大きな負担となっている。 そこで、国政選挙に係る選挙結果の調査・報告に係る情報を、市町での入力から国への報告までを一連で管理する専用システムを構築することで、県においての集計作業の効率化が図られると考える。	都道府県	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
15	廃棄物処理業許可・自動車リサイクル法届出許可に係る業務システムの国の一元管理化	廃棄物処理法及び自動車リサイクル法の許認可については、役員等の犯歴照会（警察・住居地）や講習会の取得確認、他自治体での許可取得状況の確認など各種システム（環境省：さんばいくん、自動車リサイクルシステム など）による確認や関係団体への照会など多岐に亘っている。また、国への実績報告などで許可件数などの報告を求められている状況である。 これらのことから、環境省において、廃棄物処理業に係るシステム（犯歴照会等を含む）の一元化と申請者（処理業者）からの電子申請を一体化したシステムを構築することがDXにつながる と考える。	中核市	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
16	各種環境法令に基づく電子申請と申請・届出等の管理システムの連携	検討中とされる各種環境法令に基づく申請・届出等に係るシステムと申請・届出等の管理システムを連携したシステムを構築することで、申請者・届出者が管理情報を確認できるようになる。また、自治体も電子申請から申請・届出情報の管理、施行状況調査の集計までを一つのシステムにて完結させることができる。	中核市	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
17	各種環境法令に基づく施行状況調査に係る業務のシステム化	各種環境法令に基づく施行状況調査は、申請・届出等情報を個別システムやエクセルにて集計して国に提出している。本調査については、共通化の候補とし、申請・届出等情報を管理し、自動集計できるシステムを構築することで、自治体の調査負担を軽減することができると考える。	中核市	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
18	災害対応システムの統一化	災害時に、国・県・市区町村・関係機関が、被災場所、道路、避難所、応援体制、物資の状況を一元管理できるシステムが望まれる。市道・県道・国道など管理者が違っていても同じシステムで状況を把握できるほか、避難所の状況なども国がすぐ把握できるようになる。 また、SaaSとして提供され、他の自治体からの応援職員も通常使用している端末に指定のアカウント・ロールでログインすることで、同じシステムでの操作支援や共同操作ができるようになる。また、プッシュ型支援や応援体制（航空機やヘリの情報）の状況を通知を待つことなく、市区町村も確認することができるようにすると、迅速な対応・判断につながる と考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
19	土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等マップのシステム共通化	土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する情報発信するためのツールとして本県では独自システムを構築しているが、国から示される土砂災害警戒情報の基準の変更や、調査に基づく土砂災害警戒区域の指定・変更等、毎年、国の補助を得ながらのシステムの改修を実施している状態となっている。また、県境エリアの情報を把握したいユーザーは、他県のシステムも確認が必要がある上、双方のUIも異なることから、「情報の見やすさ、分かりやすさ」といった観点では課題がある。 については、共通システムとして整備することにより、改修経費の県負担が削減されることがや、全国的に統一化されたUIで日本全国の情報を同じページで網羅的に把握することが出来るようになるなど、ユーザー側の利便性の向上も期待される。	都道府県	B. 令和6年 分権提案に該当するもの
20	20業務のシステム標準化対応に向けた対応の最優先	20業務のシステム標準化対応が移行困難になっている中、新たに共通化すべき候補を募集するのではなく、標準準拠システムへの期限内移行完了に向けた対応を最優先して頂きたいため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 20業務や20業務に密接に関連する業務に關係するもの
21	DV等支援措置対象者について、住民基本台帳ネットワーク等を利用した最新情報確認システムの構築	DV等支援措置対象者については、最新住所を第三者に把握されないことが必要であるが、現状にて、市外転出をしたり最初から当市に住所のないDV等支援措置対象者については、支援措置の継続状況を直接確認できない状態にある。（転出後の支援措置については、転出1回目の自治体からは情報が提供されるが、転出後にさらに別の自治体に再転出した場合においては情報が提供されない） 税部門等、数年分の証明交付義務があったり、転出後・市外在住であっても書類送付の必要がある部署においては、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、最新の住所を把握することが可能であり、システムに登録も行っているが、その該当者が当該自治体において支援措置を受けているかを確認する確実な方法がないのが実情である。このため一度支援措置の実績があったものについては、証明の自動交付が停止されたり、情報提供ネットワークシステムの自動応答不可の設定を継続するなど、関係者に必要以上の事務負担を生じさせている可能性がある。 支援措置対象者の情報保護の観点、関係自治体の円滑な情報連携の観点からも、支援措置の継続状況等を確実に把握できるシステムの構築が必要である と考える。	政令指定都市	C. 20業務や20業務に密接に関連する業務に關係するもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
22	犬の登録システムの統一化	狂犬病予防法に基づき、市町村においては飼い犬の登録等に伴う管理を独自のシステムで行っている。 特に犬の登録に関して「転入」や「転出」等があった際、各市町村で原簿の請求や送付を行い、過去の狂犬病予防注射の接種状況など情報の受け渡しを行っている。システムが統一されていないため、転入出者のとりまとめやチェック作業など原簿請求・送付の業務は郵送対応となり、大変時間を要する。また、市町村によってはマイクロチップの登録情報を連動させており、近年、管理方法も多様化してしまっている。 そこで、各市町村の犬登録システムを統一化し、転入があった場合に、転入先の市町村の方で転入の登録手続きをすると転入元の市町村から自動的に情報が移るようなシステムが構築できると、事務の負担と手間を省くことができ、業務の効率化に繋がると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
23	犬の登録情報管理システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
24	介護保険業務に関する関係法令等の検索事務のシステム化	事業者等からの問合せに対して回答する際には、根拠となる関係法令、厚生労働省からの通知文書等を探し出す必要がある。加えて、3年に1度の介護保険報酬改定のほか、都度の法令等の改正を踏まえて制度の運用変更時においては、当該改正内容の理解と並行して、対応する必要がある、非常に苦慮している。 ただし、当該業務は当市だけではなく、全国の介護保険担当部署で行われているものであるため、生成AI等を活用したチャットボットシステムを構築することで、全自治体の根拠資料の検索時間の削減、画一的な対応の達成ができると考える。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
25	介護保険住所地特例に関して、住所地特例対象施設をオンライン等での確認を可能とすることができないか。	介護保険における住所地特例制度について、制度開始当初に比べ対象施設が拡大・複雑化しており、施設分類のみをもって対象施設と判断することが困難となってきている。そのため、施設所在地市町村にその都度電話確認をするか、施設所在地市町村から文書での通知を待たなければ正確に確認することができないが、文書での通知は遅い場合は異動のあった日の1か月後になされることも多い。さらに、施設に直接確認をしても、施設によっては施設職員が住所地特例の仕組みを理解していないため、確認ができないことがある。 また、都道府県や政令市等においては、住所地特例対象施設をホームページに掲載することになっているが、自治体により住所地特例の視点が無い単なる高齢者施設一覧となっている等その掲載方法には統一性が無く、一覧のみをもって対象施設と判断することができない。加えて、都市部においては、部屋（部屋番号）によって施設分類が異なる場合もあり、施設一覧のみをもって対象と判断してはならないケースもある。 住所地特例対象となる被保険者も増加しており、その事務負担も増大しているところである。住所地特例の対象施設（該当・非該当、施設分類等）について、共通フォーマットで確認可能なシステムが構築されると、事務負担軽減、文書通知の廃止や事務の迅速化に寄与すると考えられる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
26	学童保育システムの標準化・共通化	学童保育については、自治体によって募集方法や利用料の徴収方法、外部委託など業務に差異があるが、標準標準業務の総合収納や総合滞納と連携を可能とすることにより、納付書の作成や収納・滞納の管理を一元化することで、財務会計事務等の削減や納付方法の拡大による市民サービスの向上が期待できる。関連システムとしてカスタマイズによる連携は可能であるところであるが、標準準拠化することにより、安定的な業務の継続に期待できるものとする。また、給食費や学童の利用料は、児童手当からの振替制度を設けている自治体も多く見られ、これらを連携することにより事務負担の削減も期待できる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
27	課税状況調べ等、国への報告の自動化	標準化業務について、国の機関から都道府県を経由して課税状況調べ等を作成しているが、自動化することによって業務効率の向上が見込まれるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
28	給食管理システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
29	狂犬病予防法（特に犬の転出転入手続き）に関する業務のシステム統一化	飼い犬の転出転入に際し、市町村間で行っている登録原簿や狂犬病予防注射接種履歴等の送付を「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、オンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
30	狂犬病予防法における犬の原簿情報を管理するシステムの一元化および環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携について	本件については『令和6年 地方分権改革に関する提案』にも寄せられていた（管理番号10番）ため、内容が重複するが、現状では狂犬病予防法により、自治体は犬に鑑札を交付し、さらに予防接種を済ませた犬に関する注射済票を交付、交付した犬については登録原簿を作成し、登録番号（鑑札）と済票番号、当該犬と犬の飼い主の情報を管理している。その際、以下の問題点が生じている。 ①システム導入・維持に多額の費用が掛かっている。 ②動物愛護法第39条の特例制度に参加した際、環境省のマイクロチップ情報登録システムの情報を自治体の持っているシステムと連動させるために自治体側にシステム改修費用が発生する。 ③犬の転入出に伴う登録情報の紙での受け渡しをする際の事務負担が自治体に掛かっている。個人情報保護の理由から郵送手続きを取る自治体も多く、郵送料の負担が発生している。 ④犬の転入出に伴い、転入前の自治体での狂犬病予防接種の済票交付状況がリアルタイムでは転入先の自治体側にはわからない。 以上4点を解決するため、国が全国的に統一したシステムを構築し、全自治体で連携を取れるようにすることが望ましいと考える。また、狂犬病予防法上の登録の内容だけではなく、動物愛護法のマイクロチップの登録システムと連動させることができれば、犬に関するデータの管理が一元化できる。 マイクロチップをもって犬の登録とみなす動物愛護法第39条の特例制度（ワンストップサービス）開始から2年が経過したが、依然として特例制度に参加する市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応せざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築が望ましい。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
31	下水道事業受益者負担金の賦課業務のシステム化	下水道受益者負担金に対して、提案基準にある、1つ目の「新しい課題に対する業務・システムで全国的に展開することが有意義なもの」は、新しい課題の業務ではなく、2つ目の「制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム」は、いわゆる2 0 業務の中にある住民基本台帳や固定資産の情報を主に利用するが、住基は名前・住所、固定資産は対象地・所有者情報・地目・地籍の情報を取り扱うがその情報に制度改正があると考えていない。3つ目の「国への報告に手間を要しているもの」は、国への報告は行っていない。このことから3つの観点に合致していません。しかしながら、2 0 業務の標準化が進む中で、固定資産等のデータをスムーズに提供してもらうために、現行の受益者負担金システムにおいても国が主導して地方自治体の意見を聴いた標準化したシステムにすれば、データの連携がスムーズにでき、また、受益者負担金業務に係る各市の管理レベルの格差をなくすことにより適正に業務することができるため利便性や効率性、適正な管理の向上につながることでできると考える。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
32	公営住宅管理システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
33	公営住宅管理システムの共通化	公営住宅管理システムは、市町村の公営住宅、並びに当該住宅の駐車場使用料を管理するシステムである。本市が導入するシステムでは、サーバ構築型、LGWAN-ASP型のいずれかの方式での運用となっているが、サーバ構築型により運用している市町村も多いと思われる。 管理に当たっては、入居者（市民）の住民記録や税情報（標準準拠対象システムで管理する情報）と連携する必要があるが、現行では、オンプレ環境に設置してあるため、ガバメントクラウドとのデータ通信を伴うこととなる。 将来的に共通化を目指すが、その前段として、まずは、標準準拠システムの対象システムとして、標準化対応を行い、そのうえでガバメントクラウドへ移行することにより、この通信が不要となるため、費用低減・業務効率化につながることでできると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
34	個人住民税に関する県税及び森林環境税清算事務のシステム化	他都道府県では運用が異なる可能性もあるが、県内の各市町村では、個人住民税の県税分清算にあたり、案分率計算により県へ例月報告・払込を行い、4月・6月には県税徴収状況等の報告対応を行っている。 この清算事務運用にあたっては、EXCELデータの各種報告様式の内容が複雑で、精算額算出に必要なない事項（例えば滞納処分中の人員・件数内訳など）も多いことから、作成に大きな事務負担を要している。 また、案分率に影響するとの理由から、出納整理期間中の調定異動（減額更正）が制限されるなど、賦課業務上の問題も生じている。 さらに、令和6年度以降は森林環境税分の清算事務が加わったことで、課税年度により案分率が異なるなど、内容がより複雑化したところである。 現在、各市区町村では税務システム標準化への対応が進んでいるが、本来的に県税・森林環境税の精算については、標準システム仕様の中で、県税・森林環境税収納額の集計機能を実装必須機能として定め、それに基づき払込を行えば足りるものと考えられ、全国的にも案分率による清算事務を廃止することで、大きな事務負担の低減につながるものとする。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
35	子ども医療費システムの標準化・共通化	医療費助成制度は、都道府県の制度であるが、全国的に実施されている。この制度は、国保や社保の保険者から医療費の請求を受けるために、申請時点において、保険者や保険証番号を申し出ていただく必要がある。保険証のマイナンバーカード化に伴い、保険証番号等の確認が困難になる事が予想されている。また、昨今検討されている医療証のマイナンバーカード化には、保険者への医療証の情報を連携する必要がある、必要な番号法関連法を整備し、自治体の医療費助成システムから保険者との保険証情報・医療受診状況・請求情報を連携できるようにすることにより、大幅な事務の削減に期待ができる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
36	児童相談業務の共通化	標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）と密接に関連する業務（4業務と連携）で、“多くの自治体において制度化されている業務”である。 〔標準化対象外〕の場合、今後も自治体毎にシステム改修など個別対応が必要となり、人的・財政的負担が懸念されるため、共通化の候補とすることを提案する。	政令指定都市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
37	住基データと農地台帳（農業委員会サポートシステム）データの自動更新	農林水産省が提供している「農業委員会サポートシステム」の住基データの更新について、住基管理部署と農林水産省等の同システムの管理を行う部門との間で、住基データの自動同期を実現する事で、データ更新にかかる時間の削減や最新の情報を常に保てることで業務の効率化が期待できる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
38	重度障がい者医療費助成業務の共通化	標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）と密接に関連する業務（9業務と連携）で、“多くの自治体において制度化されている業務”である。制度改正対応等が、“国や県の制度改正の都度発生”し、システム改修等による業務負担が大きい。 〔標準化対象外〕の場合、今後も自治体毎にシステム改修など個別対応が必要となり、人的・財政的負担が懸念されるため、共通化の候補とすることを提案する。	政令指定都市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
39	重度心身体障害者医療費システムの標準化・共通化	医療費助成制度は、都道府県の制度であるが、全国的に実施されている。この制度は、国保や社保の保険者から医療費の請求を受けるために、申請時点において、保険者や保険証番号を申し出ていただく必要がある。保険証のマイナンバーカード化に伴い、保険証番号等の確認が困難になる事が予想されている。また、昨今検討されている医療証のマイナンバーカード化には、保険者への医療証の情報を連携する必要がある、必要な番号法関連法を整備し、自治体の医療費助成システムから保険者との保険証情報・医療受診状況・請求情報を連携できるようにすることにより、大幅な事務の削減に期待ができる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
40	住民基本台帳に係る業務のシステム化	住民基本台帳関連の照会については、対象が市町村である場合でも、都道府県を経由して照会があり、集約して国に報告している。国から県に送付される通知についても、「都道府県におかれては、域内の市区町村に、このことについてお知らせいただきますようお願いいたします。」等の記載があり、県から各市町村に転送している。 そこで、回答対象が市町村である照会については、一斉調査システム等を利用し、県を経由せずに行うとともに、市町村への転送が必要な通知は共通システム上で県を経由せず共有することを提案する。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
41	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバ（CSサーバ）の共通化	全国的に各市町村で保有しているCSサーバは全国共通仕様で構築されているが、各団体で費用及び更新作業等負担が生じていることから、自治体中間サーバが共同化・集約化されているようにCSサーバも共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
42	住民基本台帳ネットワークシステムの共通化・ガバメントクラウド移行	住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、現状、各自治体においてオンプレミスで物理サーバ（CS）を構築しているところ。CSについてはJ-LISから提示される機器整備概要に基づき自治体規模に応じた画一的な仕様で調達・構築を行っている。各自治体において住民記録システムのガバメントクラウド移行が努力義務となった状況下では、CSサーバ及びネットワークについてもガバメントクラウドに移行することで、各自治体が個別に物理サーバと手作業でのバックアップの仕組みを維持するコストを削減でき、全国的な構成の合理化に寄与すると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
43	住民票記載事項証明書及び年齢証明のシステム化	住基システムから作成される記載事項証明書ではなく、手書きの様式に各自治体の首長の公印で証明させる方法を用いている企業が一定数ある。手書きの様式は、記入する者の筆跡や書き癖等に左右されてしまうため、システムから作成する証明書のみを採用するよう一律のルールを作成するか、オンラインで申請できるように全国統一の様式を作成し、国内の企業は必ずその様式を使用するようルール設定をしてほしい。オンラインでの申請後は、電子公印により証明できるようにすれば、すべてオンライン上で可能となる。企業年金等の現況届等にも活用できると考える。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
44	住民票の閲覧に係る業務のシステム化	現状、国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求は、公印付の照会文書を持参して関係自治体へ赴き、紙台帳もしくは電子データを閲覧することで実施されている。これをオンラインで各自治体に申請し、各自治体がパスワードを送付することにより、自治体に赴かなくても即座に電子データを閲覧できる仕組みにすれば、閲覧者の負担軽減と、迅速な対象者の把握につながる。閲覧台帳の電子データは、共通の仕組みを用意し、どの自治体でも同じ方法で閲覧できるようにする必要がある。いずれ、法人による閲覧にも広がっていくことができる可能性もある。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
45	宿泊税の業務の共通化	今後需要が高まると予想され、報告などもあるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
46	出産・子育て応援金システムの標準化・共通化	出産子育て応援金は、令和4年度から始まった全国的な制度であるが、妊娠の届出については母子の健康の確認が必要であることから、母子保健の主管課が受け、全国的に統一的な問診表をもとに調査と応援金の支給事務を実施しているものである。自治体によって、応援金の取り扱いについては差異があるものの、令和5年度から国民健康保険の産前産後の保険料免除制度が始まったことから、国保システムとの連携等を行うことにより、より正確な把握が可能となる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
47	小児慢性特定疾病医療費支給認定の共通化及びシステム化	2023年10月から必要書類である医療意見書のオンライン登録が開始しているが、申請者が保健所へ支給申請する際は対面を前提としておりオンライン登録のメリットが十分に享受できていない。この業務は標準化20業務と密接に関連する業務であり、難病・小慢DBと連携した共通SaaSとして全国展開することで申請者がオンライン上でいつでも申請できるようになり精神的な負担軽減に寄与し利便性の向上の効果が見込まれ、また職員が窓口対応の必要がなくなるので申請書類の処理や他の業務にも時間が割けるなど業務の効率化も期待できるので、共通化及びシステム化の候補とすることを提案する。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
48	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に係る業務システムの共通化	住民基本台帳システムと業務システム間のデータを自動連携する機能を有する全国統一のシステムを整備し各自治体が利用することにより、マイナンバー制度の安全かつ確実な運用及び改修費用・職員業務負担が軽減されるよう要望する。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
49	人口動態に関する調査に係る業務のシステム化	市区町村において、戸籍情報システムから人口動態データを抽出し保健所を通じて厚生労働省に報告しているが、戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを通じて厚生労働省へ自動連携する仕組みを構築することにより、市区町村の作業を削減できる。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
50	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳に係る業務システムの共通化	本業務における各システムについては改修費が負担となっているが、副本登録に連携していることにより更に費用が嵩んでいる。また、昨年はマイナンバーの紐づけ誤り問題があった。住民基本台帳システムと業務システム間のデータを自動連携する機能を有する全国統一のシステムを整備し各自治体が利用することにより、マイナンバー制度の安全かつ確実な運用及び改修費用・職員業務負担が軽減されるよう要望する。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
51	生活保護法第2 9 条調査に係る行政間連携システムの共通化	生活保護の（変更）決定に係る当該調査は、基本的に申請者からの聞き取りやケースワーカーによる発見等に端を発して行われるが、調査範囲が限定的であり、また紙面による照会が主であるため調査に時間を要している。そのため、全国の行政機関が保有する生活保護受給情報、住基、戸籍情報、税情報（所得税、市県民税、固定資産税等）、資産情報（土地家屋、自動車等）等を連携し、該当の有無及び内容を一度に閲覧できるシステムを構築することで、調査に要する時間を大幅に短縮でき、迅速な保護の決定及び不正受給の防止に資すると考える。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
52	生活保護法における医療扶助に係る医療機関等との連携システムの共通化	現行、紙媒体で運用している医療要否意見書について、生活保護システムと医療機関側のシステムで互換性を持たせ、電子媒体での送受信を可能とするシステムを構築する。併せて嘱託医審査を電子画面上で実施する。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
53	生活保護法における介護扶助に係る支援事業所との連携システムの共通化	現行、紙媒体で運用している介護サービス利用票について、生活保護システムと支援事業所側のシステムで互換性を持たせ、連携を可能とするシステムを構築することで、介護券の発券までの作業をスムーズに行うことが可能と考える。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
54	滞納整理システムの共通化	滞納整理システムは、市税の滞納者情報等を管理するシステムである。本市が導入するシステムでは、サーバ構築型での運用となっているが、全国的にはクラウド型のシステムもある。 管理に当たっては、滞納者の住居記録や保険情報（標準準拠対象システムで管理する情報）等と連携する必要があるが、現行では、オンプレ環境に設置してあるため、ガバメントクラウドとのデータ通信を伴うこととなる。 将来的に共通化を目指す、その前段として、まずは、標準準拠システムの対象システムとして、標準化対応を行い、そのうえでガバメントクラウドへ移行することにより、この通信が不要となるため、費用低減・業務効率化につながることができると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
55	たばこ税の業務の共通化	他の自治体も行っており、報告などもあるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
56	団体内統合宛名システムの共通化	自治体がマイナンバーを利用した情報連携を実施する際に必要となる団体内統合宛名システムは、国が定めるデータ標準レイアウト等に基づいた連携機能を有するシステムであり、システムに求める機能は団体間で大きな差異はなく、共通システムとして整備するハードルは低いものと考えられる。 また、定期的に実施されるデータ標準レイアウトの改版に関して、各団体が個別にシステム改修等の対応を実施しているが、共通システムとして整備することで、当該改修に係るトータルコストの削減が期待できることから共通化の候補とすることを提案する。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
57	畜犬管理システムの共通化	畜犬管理システムは、犬の登録、狂犬病予防に関する事務作業を管理するシステムである。本市が導入するシステムでは、サーバ構築型での運用となっているが、全国的にはクラウド型のシステムもある。 管理に当たっては、飼い主（市民）の住民記録情報（標準準拠対象システムで管理する情報）と連携する必要があるが、現行では、オンプレ環境に設置してあるため、ガバメントクラウドとのデータ通信を伴うこととなる。 将来的に共通化を目指す、その前段として、まずは、標準準拠システムの対象システムとして、標準化対応を行い、そのうえでガバメントクラウドへ移行することにより、この通信が不要となるため、費用低減・業務効率化につながることができると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
58	帳票アウトソーシングの共通化	帳票アウトソーシング（納付書等のデータ（テキストファイル）を元に、帳票印刷して、封入・封緘を行うサービス）について、次のような点から、共通化の候補とすることを提案する。 ・納付書等については、制度改正により頻繁に改定が生じる。その度に、各自治体が個別に帳票アウトソーシング業者と印刷仕様の調整やテストを実施しており、負担が大きい。 ・納付書等のデータの出力元である基幹系業務システムが標準化されることにより、帳票アウトソーシングの仕様やプログラムの共通化は比較的容易になると想定される。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
59	特定医療費（指定難病）支給認定システム業務の共通化	標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）と密接に関連する業務（6 業務と連携）で、“全都道府県及び全政令指定都市で実施している国の公費業務（法定事務）”である。 「標準化対象外」の場合、今後も自治体毎にシステム保守・改修など個別対応が必要となり、人的・財政的負担が懸念されるため、共通化の候補とすることを提案する。	政令指定都市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
60	特定検診等システムの標準化・共通化		市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
61	特別支援教育就学奨励費システムの共通化	特別支援学校や特別支援学級に通っている児童生徒のための、学用品や通学費、給食費などの一部を支援する特別支援教育就学奨励費は、文科省の示す全国一律での基準に従って支弁区分が決定されるところだが、この支弁区分を決定する際の収入額・需要額の算定は複雑であり、また国の基準も毎年のように変更があることから、確実かつ円滑な算定業務に苦慮している。 については、高等学校等就学支援金ではシステム(e-shien)の整備がされていることも踏まえ、特別支援教育就学奨励費について共通化されたシステムの整備が行われれば、各自治体のシステム整備費や外部への委託料などの費用が削減される上、現状、独自のエクセル等で管理している自治体の担当職員においても事務負担の大幅な軽減につながると考える。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
62	特別支援教育就学奨励費制度（国庫補助制度事業）	・本事業では生活保護基準に基づき申請者（本市では約280人）の需要額算定及び所得算定を経て支弁区分の決定を行う。令和6 年度には国の制度改正によりその算定過程がかなり複雑となった。制度改正とその通知が急であったため、令和6 年度は猶予期間として旧方式の算定でも良いとされたが、令和7 年度からは新方式での算定となり、事務負担が大きくなる。各自治体でのシステムの導入や整備の費用負担も大きい。 ・本事業はここ数年制度改正が頻繁に行われ、その都度対応が必要となっている。また、年に数回ある国への報告事務も煩雑である。今後のため、今回の「共通化すべき業務・システムの対象候補」としていただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
63	特別支援教育就学奨励費制度のシステム化	就学援助制度と特別支援教育就学奨励費制度については、一方のみの利用となるため、どちらの条件にも合う世帯についてはより支援の多い就学援助を提案している。世帯の状況変化等で、途中切替えもあり得るため、二重支給を防ぐ理由から同じシステム内での連携が望ましい。 また、認定基準が生活保護基準を元にしており、生活保護基準に変更があると多額のシステム改修費がかかる上に、国から県を介して事務処理資料等の情報提供がされてからシステム改修作業に入るため、時間を浪費し、認定までに時間がかかってしまう。例えば、令和6 年度の場合、6 月1 1 日に詳細情報が届いてからシステム改修作業に入り、システムのテスト可能になるのが9 月中旬、認定完了は1 0 月上旬を予定しており、通常より3 ヶ月程度の遅れとなる予定である。 さらに、特別支援教育就学奨励費補助金については、要保児童生徒援助費補助金（標準化対象）と同時期に市町村からのエクセル様式の回答を都道府県で集計し取りまとめた上で国に報告している。 そこで本制度について、よりスピーディーに認定作業を行い、より正確に支給業務を完了、認定作業の結果を補助金の変更交付申請・実績報告へ反映させるために、共通化の候補とすることを提案したい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
64	特別支援教育就学奨励費補助金業務のシステム化	標準化に含まれている就学援助の仕様の中に特別支援教育就学奨励費は含まないと記載されているところですが、国庫補助となっている補助金制度であるにもかかわらず、標準化には含まれないとされている状況である。 令和6年度には制度改正があり、認定のプロセスが見直され、当市においても対応に苦慮しているところである。 全国的な補助金であることから、共通でシステム化することで各自治体の利便性向上につながると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
65	都道府県税システムの共通化	本県税務システムは、それまで20年以上活用した旧税務システムを刷新し、平成31年1月から運用を開始し、令和5 年度の契約更新を経て現在に至っている（契約は令和10年12月末まで）が、度重なる税制改正の対応に伴い生じるシステム改修経費の増大が課題となっている。 今年度に次期税務システム更改に向け検討を開始したところではあるが、税制改正等の対応に伴うシステム改修は全国でも同じ状況であると思われることから、トータルコストの軽減に繋がる可能性のある都道府県税務システムの共通化を候補とすることを提案する。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
66	都道府県の税務行政に係るシステムの標準化	eLTAXを通じて申告・納税データが都道府県に提供されている状況や、市町村においては令和7 年末までに自治体システム標準化への対応が義務付けられており、今後、固定資産評価額の都道府県への通知がシステム化されることを踏まえ、情報の1 つの集約地点である都道府県の税基幹システムについても共通化が必要と考える。	都道府県	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
67	入湯税の業務の共通化	今後需要が高まると予想されるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
68	被災者支援システムの共通システム化	被災者支援システムは標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）と密接に関連するシステムである（住基等）。また、地方自治体では大規模災害発災時に自治体間で職員派遣を行う機会が多いため、被災者支援システムを共通SaaSとして全国共通のシステムとすることで、派遣先の業務に短期間で対応できるようになる効果が見込めるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
69	ひとり親医療費助成システムの標準化・共通化	医療費助成制度は、都道府県の制度であるが、全国的に実施されている。この制度は、国保や社保の保険者から医療費の請求を受けるために、申請時点において、保険者や保険証番号を申し出いただく必要がある。保険証のマイナンバーカード化に伴い、保険証番号等の確認が困難になる事が予想されている。また、昨今検討されている医療証のマイナンバーカード化には、保険者への医療証の情報を連携する必要がある、必要な番号法関連法を整備し、自治体の医療費助成システムから保険者との保険証情報・医療受診状況・請求情報を連携できるようにすることにより、大幅な事務の削減に期待ができる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
70	標準化法対象業務における基幹システムの共通SaaS化	現状、各自治体においていわゆる20業務の標準化対応を実施しているが、仕様書部分だけが共通化されているのみで、実質的に同一の作業を全国約1,700の自治体が同時並行的に実施している状況にあると思考される。 このような状況を踏まえると、第1号法定受託事務のように、国において法制化されている業務に関しては、そのシステムの共通仕様に合致するシステムをガバメントクラウド上に共通SaaSとして整備をし、各自治体がそれを選択的に利用するという形態にした方が日本全体のコストメリットは高くなるのではないかと考えている。 なお、ガバメントクラウド上には、特定のベンダーのシステムを1 つだけ整備するのではなく、共通仕様に合致する各ベンダーの基幹システムを自治体が任意に選択できるように整備することで、地方分権やベンダーロックインの問題は解決できるのではないかと考えている。 直近の標準化対応には間に合わなくとも、いずれ来る更新のタイミングで同様の事態が発生することが考えられ、早急に検討を進められることをお願いしたい。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
71	福祉医療システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
72	福祉医療システムの標準化	現在、デジタル庁が実施している「医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進（Public Medical Hub（PMH））、また、地単公費の県外受診における現物給付化の取組を段階的に進められています。しかし、現状、福祉医療については、自治体が独自施策として行われていることから、さらなる推進を求めます。	中核市	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
73	副食費徴収免除判定に係る業務のシステム化	本業務は、標準化法の対象である業務（子ども・子育て）と密接に関連する業務である。子ども・子育てや幼児教育無償化において、副食費徴収免除判定を行っており、両業務とも市町村民税所得割額などに基づき対象者を判定している。子ども・子育てにおいては、必ず副食費徴収免除の対象かどうかの判定が必要であり、幼児教育無償化においては、国の補助制度（子ども・子育て支援交付金）を利用する上で判定が必要となっている。 既存システムでは、幼児教育無償化における副食費徴収免除判定が自動でなされず、エクセル加工による判定処理を行っており、業務の負担が非常に大きくなっている。（現状の判定マニュアルを別途添付） 全自治体が行う業務であるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの
74	法改正があった場合のシステム改修及びデータ標準レイアウトの改修と費用負担	現行の住民情報システムは法改正があった場合に契約ベンダーへ委託してシステム改修を行っており、毎年年間数百万円以上の金額がかかっている。今後は全団体が標準システムを利用するが、今までのように法改正へのシステム改修を各団体が各契約ベンダーへ価格交渉も含めて委託をしなければならないのは標準システムの基本的な理念に反するのではないか。国から直接ベンダーへ改修要請を行うなどのスキームの検討をお願いする。	町村	C. 2 0 業務や2 0 業務に密接に関連する業務に関係するもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
98	国、都道府県、市区町村間の調査・照会プラットフォームの構築	国や都道府県、他の市区町村から依頼のある調査・照会への対応は、情報部門に回ってくるもののみでも年間100件以上となっており、その対応（收受、内部調整、回答作成、決裁等）に相応の時間を割いている。 中でも自治体間の照会において、別の自治体の照会で回答した内容を再度問われることもあり、効率性に疑問を感じることもある。 そこで、国、都道府県、市区町村間で調査・照会を一元的に行うプラットフォームを構築し、プラットフォーム上での照会回答、過去の回答の閲覧ができるようにすることで、不要な照会がなくなり、また自治体における情報収集がより円滑になると考える。 一自治体で解決できず、自治体間だけでなく、国、都道府県との情報連携にも寄与できることから、本件を提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
99	国指定文化財等の現状変更等に係る申請等のシステム化	国指定文化財等の現状変更等に係る申請や届出について、申請者から市町を介して紙ベースで提出された書類を県で確認し、県から国に対して紙ベースで進達している。本県では、「国指定文化財等の現状変更等に係る申請書・届出・報告」が年間約130回、「国指定文化財等の滅失届・き損届・復旧届・修理届」についても約年間30回と多く進達を実施しており、さらに、定期的な進達とは別に緊急的にイレギュラーで進達する事案もあり、担当者の大きな負担となっている。さらに、紙ベースでの郵送による手続きとなるため、申請等から許可等の処分行為までに時間を要してしまう状況にもある。 そこで、本経由事務については、共通化の候補とし、申請者から国まで申請を専用のシステムを構築することで、市町や県の事務負担を軽減するとともに、申請者にとっても許可等の処分までの期間を短縮することが可能となり、利便性向上につながることができると考える。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
100	国の道路事業費調査に係る業務のシステム化	道路事業費調査に関する国の調査は、毎年継続的に実施され市町村から県を通じて国に報告している。 そこで、本調査については、共通化の候補とし、データの発生源から自動で集計できるよう、専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の調査負担を軽減するとともに、調査から結果の公表までの期間を短縮することにより、結果を迅速に知りたい住民の利便性向上につながることができると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
101	経由事務等の行政手続きの抜本的見直し	抜本的に事務やフローを見直し、真のDXを推進することを求める。 ・経由事務：デジタル社会に馴染まない経由事務等について、デジタル化を前提とした法制度の改正	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
102	決算状況調査（決算統計）と項目が重複する調査のシステム化	公共施設状況調査は、決算統計の調査項目と重複しているため、決算統計調査の後に公共施設状況調査を提出する意味は低いと思われる。そういった調査については、共通化の候補とし、データの発生源から自動で集計できるよう、専用のシステムを構築することで、調査に係る事務負担が軽減されたと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
103	建築基準法第15条による工事届及び除却届の報告に関する規定の法改正	当該届は通常、建築確認の申請時に添付されて届け出されるものである。事務の流れとしては、建築確認は現在、99％以上が民間の指定確認検査機関で受付・審査・処理されており、つくば市へは民間機関が確認済証を交付した後に（本来の当初の届け出よりも相当に経過した後）に送付されてくる。その後、市担当者が情報をExcelファイルに入力して翌月当初に報告しており、県及び国の担当者からは月末や翌月末などに、市に対して質疑がなされるなどの対応が発生している。 市の状況としては、外部機関で受付・審査・処理されたものが届出書自体の届け出日から相当に期間が経過した後、さらには届出書自体に記載のない（制度・書類の様式において記載される内容でない）情報や、本来の審査機関が審査・指摘しているべき内容について（別機関であり個別の具体的な計画等を承知していない）県や国から市に対し質疑をされるなど、不合理な部分が多い。 建築確認を受け付けた機関ごとに速やかに県ないし国に直接報告される制度と改正すれば、これらの不合理な応対は解消されたと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
104	建築工事届等の統計処理に係るシステム化	建築基準法第15条第1項に基づく「建築工事届」及び「建築物除却届」については、指定確認検査機関、特定行政庁の市他を経由して都道府県知事に届け出ることとされている。通常、届出書は紙ベースで提出されるため、県において、その情報を国の調査票（エクセル様式）にデータ入力したうえで、国に報告することとされているが、本県での処理件数は、「建築工事届」が年間約5,000件、「建築物除却届」が年間約2,000件と多く、入力作業には外部委託も活用せざるを得ない状況にある。また、調査報告後も、国から調査票の記載内容についての照会が多くあり、その都度届出者に聞き取りをする等、担当者の負担となっている。 国は、新たなクラウドシステムの開発や届出様式をAI-OCRでの読み込みが可能となる様式の変更も予定されているが、紙ベースが前提であることや経由事務の体系は変わっておらず、必ずしも業務の負担軽減につながるとはいえない。共通化の候補とし、届出者が直接データ入力し、調査票を自動で作成・集計することが可能とするとともに、国への報告や届出の記載内容の照会が届出者と直接行えるようになる等のシステムを構築することで、経由機関や県の調査負担を軽減し、調査結果を迅速に取りまとめることが可能となると考える。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
105	公営住宅管理システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
106	航空機燃料不足問題に関する国際線就航見通し調査等に係る業務のシステム化	国からの航空会社、空港業務関係者への調査については、国から空港WG（県）を通して行われることが多く、展開先や調査項目が多岐にわたるため、取りまとめ作業に一定の負担が生じている。また、空港WGが仲介されることで、調査先の選定、結果の集計に時間を要しており、情報の収集がスムーズに行えていなかったり、又は調査期間が著しく短くなってしまう場合がある。必要とされる調査対象が、国に対して直接回答できるようシステムを構築することで、取りまとめ業務の終了による負担減、回答者の作業時間の確保、調査から結果の集計までの時間短縮につながると考える。特に、航空燃料不足問題に関する国際線就航見通し調査については、今後も定期的な調査が予定されていること、情報のタイムリーさが問題解決に直結することから、システム化による効果が期待できる。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
107	国土利用計画法に基づく届出事務に係るオンライン化	国土利用計画法の土地売買等届出書については、記載項目が多くわかりにくいことから、届出者の記載もれや記載ミスが多く、届出者や経由する市町村との間で記載内容の補正に多くの手間と時間を費やしている。 また、届出処理後には届出書に記載されている内容の大半を、国土交通省から配布されている、国土法の届出内容を国土交通省に報告するためのソフトウェア「土地取引規制実態統計システム」に手入力し、入力ミスがないよう目視で確認したうえで、届出内容を暗号化したファイルを出力し、国土交通省に送信している。この職員による入力作業や確認作業にも、多くの手間と時間を費やしている。 そこで、国土利用計画法に係る届出をオンライン化することを求める。具体的には、届出者が届出専用フォーム等から直接システムに届出項目を入力することにより、届出が完了するような仕組み（統一的なシステムの構築）を想定している。この際、入力漏れや内容の不備をシステムによりリアルタイムでチェックアラート等を表示する機能も実装することで、入力漏れや入力ミスを防ぐことができる。これにより、届出者の利便性が向上するとともに、経由する市町村や都道府県のチェック作業の手間や時間も大幅に削減することができる。 また、届出内容はシステムでデータとして保有しているため、現在届出処理後に行っている届出内容の「土地取引規制実態統計システム」への手入力やその後の目視での確認作業は不要になる。最終的な国土交通省への届出データの暗号化ファイル送信も、システムから出力したデータを送信すればよいので、結果的に業務の大幅な省力化や精度の向上が期待できる。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
108	事業所税管理システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
109	市町村税課税状況等の調の回答	毎年度実施している「市町村税課税状況等の調」については、総務省からの依頼をもとに、都道府県を経由して全国の市町村が回答を作成しているものである。回答する元データのほとんどについては、税務システムから抽出可能な内容のため、標準化２０業務の範囲ではあるものの、データ抽出にかかる機能については、標準化の対象外と整理されている。 また、回答に必要なデータは全国統一の様式化・定型化されており、市町村が独自の観点をいれる要素はなく、都道府県を経由させる必要もないことから、共通化の候補とすることを提案する。	政令指定都市	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
110	市町村普通交付税算定に係る業務のシステム化	市町村普通交付税算定については、各種基礎数値を市町村から収集、又は国提供数値との実作業を、市町とやりとりしながら都道府県が集計した上で国に報告している。国への報告について４～６月の間に約４回の締切があり、それぞれ短期間での集計が必要とされている。基礎数値の種類が多く、かつ、短期間での作業であるため、市町及び都道府県担当者の負担は重い状況である。 そこで、本算定については、自治体情報システムにおいて標準化の対象である個人・法人住民税や固定資産税等の情報を自動に集計できるようにシステムを構築することにより、市町村や都道府県の調査負担軽減を図ることを提案する。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
111	児童福祉実態調査に係る業務のシステム化	児童福祉実態調査（「乳幼児身体発育調査」や「全国ひとり親世帯等調査」などの市町村に対する調査や、「児童養護施設入所児童等調査」などの県立施設や民間施設に対する調査）については、調査票（紙やエクセル）を都道府県から送付後、回収し、チェックのうえ国へ提出している。国の調査テーマは５年または１０年サイクルで毎年変わり、同様のテーマでも前回の調査と調査方法が変更となる。このため、都道府県では実務上の手順の整理をしたうえで調査依頼先への説明や契約事務、調査票の発送等を行う必要があり、とりまとめとチェック作業、誤回答や未記入などの不備があった項目についての確認や再提出に要する日数、国への返送期間等を踏まえると各業務を短期間でこなす必要がある。また、調査中も随時Q&A等の共有をしつつ個別の疑義対応にあたるため、都道府県の事務負担は大きい。 そこで、本調査については共通化の候補とし、データの発生源から自動で集計できるよう専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の調査負担を軽減することができると考える。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
112	し尿管理台帳システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
113	地方自治制度・人事制度の通知（技術的助言等）に係る周知業務のシステム化	人事制度・地方自治制度の通知（技術的助言等）については、「都道府県においては、各都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知されるようお願いします。」等の記載により、都道府県へ周知依頼されるものがほとんどであるが、一斉調査システム等により県を経由せずに行う事が可能であるため、一斉調査システム等を積極的に活用し、都道府県を経由した各市町村への周知方法を廃止することを提案する。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
114	鳥獣被害防止特措法に関する調査に係る業務のシステム化	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に関する市町村（同法第四条の二における協議会を含む。以下同じ）に対する国の調査は、市町村から、各調査間でそれぞれ異なる様式による回答を都道府県で集計し、とりまとめた上で国に報告している。国の調査は通年、高頻度かつ多岐にわたる内容で、年々種類も内容も増え続けており（※）、都道府県のとりまとめ・チェック作業の負担は重く、12月以上を要している他、各市町村の作業負担も相当なものとなっている。そこで、本調査については共通化の候補とし、市町村による入力が自動で集計・集約され、即時に市町村、県及び国で閲覧・修正できるよう、専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の作業負担を軽減するとともに、作業工程の単純化により各工程での誤入力や見落としによる事故等の防止につながると考える。 ※国の調査等の一例 （鳥獣交付金関係） ・交付金の要望量調査（毎年） ・交付金の内示、交付申請・決定、変更、実績報告等に係る一連の手続き（毎年） ・交付金の不用理由の調査（毎年） ・進捗状況調査（毎月） ・緊急捕獲実績調査（毎四半期） ・実施状況報告（毎年） ・遂行状況報告（毎年） （鳥獣交付金以外の特措法関係） ・ジビエ利用拡大コーナー（ジビエイベント）及び自衛隊との連携の情報提供（毎月） ・処理加工施設の稼働状況（毎年） ・市町村における鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止対策の取組状況等調査（毎年） ・鳥獣対策優良活動表彰（毎年） ・「捕獲の抜本的強化」に係る目標頭数等の提出（毎年３回） ・農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの推薦（毎年） ・鳥獣対策関係技術情報及び鳥獣対策技術・研究関係窓口の提供（毎年） ・市町村鳥獣被害防止計画の評価報告（毎年） ・「捕獲の抜本的強化」に係る目標頭数等の提出（毎年）	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
115	鳥獣被害防止特措法に関する調査に係る業務のシステム化	「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に関する市町村（同法第四条の二における協議会を含む。以下同じ）に対する国の調査は、市町村から、各調査間でそれぞれ異なる様式による回答を都道府県で集計し、とりまとめた上で国に報告している。国の調査は通年、高頻度かつ多岐にわたる内容で、年々種類も内容も増え続けており（※）、都道府県のとりまとめ・チェック作業の負担は重く、各市町村の作業負担も相当なものとなっている。特に各市町村においては、担当者が1人で本事務作業だけでなく、現場確認、猟友会との調整、個体の処分等の他、別業務を兼任しているところも多く、県や国の鳥獣害関係の研修を受講時間を作ることが難しいうえに見落としなどミスの発生しやすい状態となっている。そこで、本調査については共通化の候補とし、市町村による入力が自動で集計・集約され、即時に市町村、県及び国で閲覧・修正できるよう、専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の作業負担を軽減するとともに、作業工程の単純化により各工程での誤入力や見落としによる事故等の防止につながる と考える。 ※国の調査等の一例 (鳥獣交付金関係) ・交付金の要望量調査（毎年） ・交付金の内示、交付申請・決定、変更、実績報告等に係る一連の手続き（毎年） ・交付金の不用理由の調査（毎年） ・進捗状況調査（毎月） ・緊急捕獲実績調査（毎四半期） ・実施状況報告（毎年） ・遂行状況報告（毎年） (鳥獣交付金以外の特措法関係) ・ジビエ利用拡大コーナー（ジビエイベント）及び自衛隊との連携の情報提供（毎月） ・処理加工施設の稼働状況（毎年） ・市町村における鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止対策の取組状況等調査（毎年） ・鳥獣対策優良活動表彰（毎年） ・「捕獲の抜本的強化」に係る捕獲強化エリアの更新（毎年） ・「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用の取組状況等に関する調査（年2回） ・野生鳥獣による農作物の被害状況調査要因分析（毎年） ・農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの推薦（毎年） ・鳥獣対策関係技術情報及び鳥獣対策技術・研究関係窓口の提供（毎年） ・市町村鳥獣被害防止計画の評価報告（毎年） ・「捕獲の抜本的強化」に係る目標頭数等の提出（毎年） ・「捕獲の抜本的強化」に係る捕獲実績の提出（年3回） ・野生鳥獣による農作物の被害状況調査（毎年） ・被害防止計画の策定、協議（3年に1度）	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
116	叙勲に関する業務のシステム化	春秋に実施されている叙勲候補者調査については毎回確認要件が定まった定型業務であり、内容自体は県を通しての調査となっているが、新規のエントリーを除けば既存名簿の更新業務である。この更新作業について、エクセルではなく全国で統一化された国DBにて一括管理し、国、県、市区町村でのファイルのやり取り自体を廃止し、追加があった場合のみ市区町村からシステムへの変更要求にて更新を実施することとして、誤りの原因となる毎回の手入力を最小限とすることを提案する。 また、死亡叙勲、死亡叙位に関しては県への提出までの時間が一週間という短時間であるものの、近年、叙勲候補者本人が老健施設等へ入所するケースや親族との同居のため、市内から転出する場合が多々みられる。この傾向は都市圏を中心に今後も増加することが予想される。域外転出の場合の候補者死亡確認については、各市区町村間での連絡手段が確立されていないため、現行は親族、関係者からの連絡に頼らざるおえず、取りこぼしのおそれが非常に高い。そこで、既叙勲者と叙勲候補者の国DBの構築後に戸籍システムとの連携を早期に実施し、全国の自治体における戸籍システムへの死亡登録時に即座に所管市町村へ死亡を通知するシステムの構築を併せて提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
117	人事制度・地方自治制度に係る各種調査（給与実態調査等）のシステム化	給与実態調査、定員管理調査、勤務条件調査をはじめとする市町の人事制度の運用状況に係る各種調査や市町の地方自治制度の運用状況に係る各種調査については、都道府県が照会・集計した上で国に報告している。それぞれ数値の種類が多く、かつ、短期間での作業も多数あり、市町及び都道府県担当者の負担は重い状況である。 これらの調査については、一斉調査システム等により県を経由せずに行う事が可能であるとともに、市町の回答結果に係る都道府県の共有機能（出力機能）があれば、市町への助言等が可能であるため、県を経由しない照会・集約方法を提案する。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
118	土地・家屋評価システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
119	熱中症特別警戒情報等の伝達の自動化	熱中症特別警戒情報等については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものである。 国が示す伝達方法によれば、熱中症特別警戒情報が発表される際には、その期間の前日に、事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達する必要がある。このため、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じている。 また、熱中症警戒情報については、防災情報伝達システムにより国からの情報提供がなされているが、受信後に当課において、関係機関及び市町村熱中症対策担当課へメールによる伝達を行っている。 このため、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報について、国が一括して都道府県・市町村・住民等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減につながる。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
120	被災者支援システムの共通化	今後、大規模災害が発生する予測があり、災害発生時には被害認定調査から罹災証明書の発行、各種給付金の交付等を迅速に行う必要があるため、包括的に被災者支援を行えるシステムが必要であると考ええる。しかし、現在は、自治体によって導入しているシステムが異なっていたり、被害認定調査や罹災証明書の発行等の災害対応のフェーズごとにシステムが分かれていたりするため、他自治体からの広域的な応援をスムーズに行うことができない。どこで災害が発生しても迅速に対応できるように共通化したシステムが必要と考える。	中核市	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
121	ひとり親、こども、未熟児医療システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
122	毎年度定例の照会専用のポータル設立、照会業務のシステム化	当課では、毎年度当初に以下の照会依頼があり、いずれもメール返信の形で4月第1週にメ切日が設定されている。 厚労省：健康増進事業担当者登録・PHR担当者登録・がん対策担当者名簿 県：がん対策担当者名簿更新 回答様式は過年度の様式を流用できない場合があり、かつ新様式は3月末～4月頭にメール送付されるため、年度一番の繁忙期に、期限の短い照会を複数対応する事態が発生している。また上記は担当者が重複したり、人事異動がなければ継続となり、可能ならば回答不要としたいケースも多い。個別のファイルをメール送付する形でなく、担当者登録や補助金等各種照会回答用のURLをお示しいただき、各自治体専用ページに入力したり、必要なファイルをアップロードする形を取れないだろうか。	政令指定都市	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
123	薬局等の届出・台帳管理に係る業務のシステム化	薬機法に基づく薬局等の許可申請、変更、廃止の届出は、紙面で窓口や郵送により開設者から提出される。なお、電子申請は、受付、確認の流れは紙面での提出と変わらないため、現在、本市では行っていない。また、薬局等は許可証を取得後、保険薬局、結核指定医療機関、小児慢性特定疾病医療機関、生活保護指定医療機関等の指定を受ける場合、保健所とはまた別の窓口で手続きを行う必要がある。仮に全国共通のシステムが誕生し、システム上で薬機法上の届出を行うことができ、関係部署が特定の項目について操作・閲覧が可能となれば、次の3つの利点が考えられる。①保健所側の利点として、自治体間における薬局等の管理者の重複を確認できる。②保健所以外関係部署の利点として、薬局開設許可状況等をシステムで確認することができる。③開設者側の利点として、共通システムによりすべての申請及び届出を完結することができる。	中核市	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
124	要援護者台帳システムの標準化	法律に基づく業務システムであり、法改正時のシステム改修のコスト削減にはシステムの標準化が望ましいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
125	労働組合基礎調査の実施方法の見直し	労働組合基礎調査(厚生労働省)は、県が労働組合に対して、調査票を送付し、回答を依頼しています。回答は紙媒体中心であり、県はシステムへの手入力作業を外部委託で行っている状況である。 そこで、紙の調査票の廃止・オンライン回答のみとしたい。また、県をまたぐ組合も多数あることから調査実施は国が直接行うことを提案したい(都道府県は経由しない)。	都道府県	D. 経由事務や経由調査に該当するもの
126	各システムにログインするためのシングルサインオン化	様々なシステムにログインするにあたり、IDやパスワードの管理が大変複雑になっているように感じているので、シングルサインオンができる環境づくりをすることでシステム管理者の管理が簡易になると考える。	町村	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
127	固定資産にかかる登記資料の電子化における共通課題の解消	本市では、登記所から登記済通知書をCSVデータで受け取っているが、データの内容については文字列で構成かつ複雑なデータ構造のため、基幹の課税システムとのシステム連携において大量にエラーが発生しており課題となっている。加えて課税連携処理の中で個人を特定する必要があるが、登記情報に生年月日やマイナンバー情報がないため、エラーも多く個人を特定する作業に多大な労力を要している。 現在は課税システムに直接取り込むことが困難なために課税連携システムを介入させて連携を行っているが、エラーにより連携されない対象も膨大で、システム標準化を経てもこの問題は解決することはない。 根本的には登記所からの提供データについてコード化、データ項目の全国的な統一、個人情報の特定に必要な情報の保有について改善されることにより、標準化された税システムへの直接連携が容易になり、エラーの減少が想定される。これによりデータの整合性や最新性が確保され市民に対しても課税誤りや通知が届かないといったリスクを減らせると考える。 また、大字などの改正不適合の登記については紙媒体でしか存在しておらず、電子化がされていない状況のため、当市においても処理に苦慮している。また利用者においても登記情報をつきとめることが困難であり、登記情報提供サービスでも当該データを取得することができず、利便性の点でも問題がある。全国的に存在する改正不適合の登記情報の整備を進めることで電子化を可能とし利便性の向上につながる と考える。	中核市	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
128	財務会計システムとデータ連携可能な電子請求システム（電子請求サービス）の共通化	民間等から地方公共団体宛に発行する請求書の媒体は紙が大多数を占めており、一方で民一民の請求は電子請求システム（電子請求サービス）が浸透しつつあることから、地方公共団体のための紙ベースの請求書発行にかかる民間等の事務負担を軽減する必要があると考えている。一部の自治体においては電子請求システムをすでに導入しているところもあるが、現状は各団体が任意の別々のシステムを導入しており、電子での請求行為を行う民間等においては、各団体ごとに異なる電子請求システムに対応するために請求書発行システムを都度改修し、また個別の運用対応にて電子請求に対応する民間等も出てくるのではないかと考えている。 そこで、地方税ポータルサイト（e L T A X）のように電子請求システム（電子請求サービス）を共通化し、統一したインターフェースをもつことによって、電子請求に要する民間等の負担を大幅に軽減することが可能になると考える。また、請求データを各団体の財務会計システムにデータ連携することによって、各地方公共団体の会計処理にかかる負担も軽減することが可能になると考える。	中核市	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
129	次期オンライン申請サービスでの汎用電子申請サービス	令和6年8月6日付デジタル庁発出の先行実証事業 自治体公募要領に汎用電子申請サービスがあることを確認しました。先行実証事業に参加はできませんが、本件に期待しております。	町村	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
130	システムの共同利用の前提となるベースレジストリ及びデータガバナンスの整備	デジタル共通基盤を運用するにあたり、ベースレジストリなどデジタル公共インフラ（DPI）の充実を図るとともに、データガバナンスも整備することを求める。 ・ベースレジストリ：住所や建物等、基礎的なレジストリについては、国が統一的に整備・運用。Jグランツについては、事業者レジストリに振込先口座情報を追加し、申請者の利便性を向上。 ・データガバナンス：情報の信頼性や安全性を確保するため、データ連携基盤の管理の他に、データの責任主体を明確にするなどルールを整備	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
131	自治体からのお知らせを的確に伝えるプラットフォームの構築	本区を含め多くの自治体では、一定の本人確認を経たアカウントへの通知手段を確保できていないため、その人に必要な最適な通知を行うことに苦慮している。自治体からの通知は、自治体独自の広報誌や民間による特定のSNSの活用に限られ、受け取る側も求める情報の探索と確認が難しい。自治体間の転入出に対応するためにも、全国で共通のシステムを導入することが望ましいと考える。また情報をHPで公開することは多いが、本人が求める内容・頻度で的確に通知することは難しいことも踏まえると、各個人に最適な情報を収集・要約するためにAI等を活用することも一考ではないだろうか。 自治体には住民からの申請を求める事務が多いため、本人確認が完了しているアカウントの活用が求められ、マイナポータルの活用が進められているのだと思うが、利用促進のほか、本人に最適な通知の強化を合わせて要望したい。紙媒体以外での通知は、本人への通知手段の強化のほか、申請のハードルを低くすることにも繋がり、申請率の増加や自治体の事務負担の低減に直結すると考えている。	特別区	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
132	地方公共団体が利用する国申請システムへのキャッシュレス決済導入	国が整備し、都道府県が利用している各種オンライン申請システムにおいて、決済機能が備わっていないため、県の手数料を別に徴収する必要があり、申請者は別途手数料納付の手続きを行っている場合がある。 各省庁で整備するのオンライン申請システムについて、デジタル庁が整備する国家資格システムと同様に、キャッシュレス決済（インターネットバンキング、クレカ、QRコード）を可能とし、申請から手数料支払いまでを一気通貫で完了できるようにすることにより、申請者の利便性向上に繋げることができると考える。 (例) 国土交通手続業務一環処理システム（eMLIT）、宅建システム、食品衛生申請等システム、医薬品医療機器申請・審査システム、産業廃棄法令電子申請システム、産業廃棄物処理業許可等	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
133	地方公共団体職員IdP認証基盤	地方公共団体が三層分離のセグメントそれぞれで利用しているシステムやサービスは、年々増加の一途をたどっている。 一方で、そのログイン認証プロセスは千差万別であり、当然セキュリティレベルにも大きな課題を抱えている。 また、仮にSSOを支援する場合も、団体毎に個別に整備し、メンテナンスをおこなっている。 こうした現状は、特に「ひとり情シス」といわれる団体や、デジタル人材不足に悩まされている団体にとって、大きな負担とリスクになっている。 そこで、地方公共団体職員の事務負担軽減及び利便性の向上、合わせてセキュリティ強化を目的に、地方公共団体職員IdP認証基盤による（Identity Provider）の共通化を提案する。 これにより、 ・シングルサインオン（SSO）の実現 ・セキュリティの強化 と同時に、特にひとり情シス等の団体においては、 ・ユーザー管理作業の負荷軽減やオペレーションの円滑化 が期待される。	政令指定都市	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
134	地理情報システム（GIS）の共通化	地理情報システム（GIS）について、現状、本市も含め多数の自治体で導入しており、オープンデータの取組みの一環として、市民向けに情報を地図情報で公開しております。また、国土地理院でも基盤地図情報にて各自治体で作成した情報（都市計画図等）を公開していることから、GISの二重化が発生していると思われます。利用者からすれば行政区で閲覧範囲が限定される自治体のGISよりも全国を横断できる基盤地図情報にデータ整備をする方が利便性が向上し、望ましいと考えられます。自治体においてもデータ利活用やGIS経費削減等に寄与することから、GISの共通化ができないか検討をいただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
135	データ連携基盤	本県では、オープン系データ連携基盤を令和3年度に構築し、令和4年度から県内全市町と共同で運用を開始している。今後は、パーソナル系データ連携基盤の構築も検討しているところだが、県内市町や全国自治体では基盤が乱立している状況であり、県で新規構築することはコスト面で望ましくないと考える。データ連携基盤の各モジュールについて、一括で国が整備するとすれば、国全体で見たときのコスト低減、各自治体及び民間事業者等のデータ利活用に関するハードルの低下が期待できるため、提案する。	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
136	データ連携基盤の共通化	本市を含め、デジタル田園都市国家構想事業TYPE2/3に取組む自治体では、各自治体が個別にデータ連携基盤を構築している。 データ連携基盤の構築においては、DSAからデータ仲介機能の無償提供等が行われているものの、その構築と運用にかかる費用は莫大であり、単独自治体で自走に至るには現実的に困難と言わざるを得ない。（特に小規模自治体にとっては、この費用の大きさがスマートシティ事業への参入障壁になっていると思考する） また、データ連携基盤は、当該基盤に接続されている各サービスのデータを流通させることによって、高付加価値なサービスを創出するだけの装置にすぎず、データセットは各自治体の達成したいことに依存するものの、それ以外の要素（ID認証機能、セキュリティの仕組み等）については共通化できる要素も多分にあることが予想されるため、共通化を提案したい。 なお、昨年度データ連携基盤の共同利用に関する方針が提示されたが、「分野別にデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限る」という要件は①同一分野であっても都道府県ごとに別基盤が構築可能であること、②「分野」の定義が困難であることから、結局のところ基盤乱立を防ぐことは実質的に困難であると考えられる。	中核市	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
137	データ連携基盤の構築	暮らしを支えるサービスのDXを実現するためには、交通や子育てといった分野を超えてデータの連携・共有を行う仕組みが必要であり、各市町村でデータ連携基盤が整備されている。しかし、都道府県や市町村といった地域ごとにデータ連携基盤を整備することは、データの広域的な連携や共有を妨げるものと考えられるため、データ連携基盤を共通化すべきシステム候補とすることを提案する。	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
138	デジタル本人確認プラットフォームの構築	本人確認にあたっては、従来の紙ベースや対面での本人確認手続きが多く残っており、申請者及び職員側双方の時間とコストを要している。マイナンバーカード等を活用したデジタル本人認証も、事業者によって利用方法が異なるため、申請者への負担となっており、利用が進んでない。また、デジタル本人確認によるなりすましのリスクもあり、行政手続のオンライン化の遅れも発生している。 そこで、申請者・職員の双方が安心して利用できる、共通化されたデジタル本人確認のプラットフォームを構築することで、行政のデジタル化を推進し、職員の業務効率改善と申請者の負担軽減につながると考える。	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
139	電子通知システムの導入	行政手続きについて、申請など入口部分はオンライン化が進んできたが、通知などの出口部分のオンライン化については、電子データの真正性の確保など課題がある。共通基盤としてシステム化されれば、操作性が統一され、住民、自治体双方の利便性が向上すると考える。	特別区	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
140	処分通知等のデジタル化	オンライン手続きはマイナポータル（びったりサービス）や民間企業の汎用電子申請システムを活用して普及しているが、処分通知等は依然として紙で行われている。一部の民間企業で処分通知等のデジタル化が進められているが、基幹業務システムと連携しておらず、職員の手間がかかる仕組みであることや電子署名に関する効力に疑義がある。標準化対象となる業務を中心に、処分通知等のデジタル化を実現できる仕組みが必要と考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
141	汎用的なオンライン電子申請プラットフォーム共通化	提案の対象としている3つに視点は異なりますが、「急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要」との問題認識に立つのであれば、個々の業務に特化した標準化や共通化ではなく、住民等からの申請、届出等を受け、補正等のやり取りや審査を行い、判定・処分を決定し、結果を通知するような業務に広く適用できる汎用的な基盤を共通化する必要があると考えます。 現行の「マイナポータルびったりサービス」は、それに近いサービスですが、提供している機能が「手続案内」と「申請フォームからのオンライン申請」に限られ、自治体側では申請データを受領したあとに不備等の修正や審査、処分結果の通知等の業務を別に行う必要があり、効率化に結び付いていとは言えません。また、現在開発を進めている次期びったりサービスについても、総務省から示された「汎用受付システム」の要件を十分に満たしているとは言えません。 汎用的な電子申請基盤では、自由なフォーム作成と対応したAPI連携機能により自治体の業務システムと連携し、本人情報の表示と修正等の効率化、入力内容の整合性チェックの自動化、自治体側での審査状態管理や申請者側での審査状況の確認、審査・処分結果の通知といった一連の手続きを電子化し、申請者にも自治体にも効率化を図ることができます。 標準化が必要な事務については、申請フォームのテンプレート化などにより容易に適用できるようになります。 また、自治体業務を外部化・アウトソースすることも考慮し、手続きごとに自治体側の接続要件をLGWAN経由でインターネット経由を選択可能とし、ユーザ認証についてもADFS等の認証連携を可能としたり、固定のローカルアカウントに限定可能とするなど、様々な業務形態に応じたシステム構成を選択できるようにし、データの暗号化も手続き毎に自治体側で鍵の管理を行えるようにする、といった検討も有効だと考えます。 申請者とチャット機能で申請内容の確認を行う機能や、生成AIを利用した問合せ対応機能などの拡張性も考えられますので、政府版LINEのようなサービスを目指すのもよいのではないかと思います。	都道府県	E. DPIに関係するもの（地方自治体だけの課題ではないもの）
142	介護・医療・見守り等の情報共有システム化	本市では、全国に先駆けて（2014年度～）、市役所、介護事業所、居宅介護支援事業所、救急医療機関、救急隊員、見守り支援員（社会福祉協議会など）で、主に要介護認定を持つ65歳以上の高齢者（同意がある方のみ）の介護保険資格情報、要介護認定情報、ケアプラン、要介護認定情報以外の情報（基本チェックリストの内容、独居高齢者等の見守り支援票等）、掲示板機能を活用した施設の空き状況等の情報について、閲覧権限を適切に設定したうえで、オンライン上で共有するシステムを構築し、運用しています。 これにより、介護事業者はいつでも情報を閲覧することができるなど業務の効率化が図られた、独居高齢者等が救急搬送された際には、救急隊員や救急医療機関にて、親族等の緊急連絡先の把握や、本人の介護認定情報等の閲覧により、速やかな措置に繋がっています。 約10年の運用の結果、非常に有用なシステムと考えておりますが、費用面がネックとなっているのか、本市を含めて全国で3自治体と、効果を認めつつも導入が進んでいない状況です。 今後、国において、介護情報基盤の整備が予定されておりますが、介護情報基盤に含まれない情報と介護情報基盤をシームレスに連携したより幅広い情報について、必要な機関等が必要な情報を閲覧できるよう閲覧権限を設定し情報共有できるシステムを構築することで、超高齢社会における高齢者等の支援の充実等が図られることから、共通化の候補とすることを提案します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
143	各種給付金管理における対象者管理を含むシステム化	給付支援サービスが自治体の給付事務を支援するデジタルサービスとして提供されましたが、給付対象者のみを抽出したあとの管理となっています。実際は同一世帯の構成や税情報などを把握・管理しながら事務を行わなければならない、給付支援サービスを使う場合には別のシステムと組み合わせて確認しながらの運用が必要で煩雑となるため、導入を見送り別途システム構築で対応した自治体も多いかと思います。 システム標準化後においては連携のためのデータレイアウト等も統一できるはずのため、対象者管理や通知書作成用データ作成、給付対象かの判定等々も含めたシステム化が可能ではないかと考えます。	中核市	F-1 共通システムが存在するもの
144	各種給付金システムの共通化	現状では、既存業務システムメニューの1つとして存在しており、給付金事業実施の度に業務委託を行い、改修のうえ運用している。 最近では給付金事業が恒常化しており改修費用がかさむこと、急な事業実施決定により時間がない中での対応を余儀なくされることが多いことから、共通化すべきと考える。 住民記録や税情報等、標準標準システムとの連携も必須であることから、ガバメントクラウド上に構築することにより、効率的に管理・運用できると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
145	学校における収納システムの一元化	現在、本県の県立高等学校においては、保護者等が納入する収入に関連するシステムとして、就学支援金の受給申請に係る国のオンライン申請システム（「e-Shien」）、授業料や学校徴収金等を口座引落するために本県独自の「授業料等徴収システム」を導入しているが、両システムは連携されておらず、各学校において各々のシステムを操作する手間があることに加え、入学金については両システムとも対応しておらず、生徒・保護者に対し、納入通知書により別途納入してもらっており、生徒・保護者目線だとワンストップとなっていないため、不便である。また、一部学校では、部費やクラス費等を授業料等徴収システムではなく、現金徴収やインターネットバンキングを導入しているところもあり、統一化されていない点が教職員の時間外勤務の増加や手続きのミス増大、不祥事の温床にも繋がる。そして、校種の異なる特別支援学校について、別途、就学奨励費の管理システムが導入されており、高校で導入するシステムとも全く異なるため、職員異動の際にネックとなっている。 そこで収納システムを一元化し、各校種で共通した収納システムを利用することで、生徒・保護者の利便性向上、教職員の働き方改革にも寄与するものとする。さらに、従来の収納システムではまず口座引落を行い、引落不納者には現金での納入を依頼していたが、現在普及が進んでいるクレジットカードや交通系IC、コード決済による支払が可能になると、生徒・保護者の利便性向上だけでなく、教職員の督促の手間が省略できるため有意義であると考える。	都道府県	F-1 共通システムが存在するもの
146	給付金業務のシステム化	近年給付金事業が頻繁に行われていること、また同様の事業が断続的に続いていくであろう状況を踏まえ、全国で共通化されたシステムの整備を求める。給付金事業においては、その支給処理は各自治体でシステム化が進んでいると考えられるが、対象者の抽出に当たっては、細かな要件の確認を求められることが多い上、税情報や支給歴も関係してくること、また他自治体の転入出者の確認が必要となることなどから、事務に大きな負荷がかかっている。また公金受取口座の活用も求められているが、情報取得や給付金台帳への転記の利便性が低く事務負担軽減につながっていない。 共通化されたシステムを基礎として給付金事業を行うことで、給付実施までの時間短縮、自治体間の情報連携、わかりやすい制度設計に基づく公平な給付、マイナポータルなどを利用した全国で統一されたフォームでの入力管理・案内などが可能となると考える。	特別区	F-1 共通システムが存在するもの
147	給付金事務システム	近年、社会情勢の激変に伴う国の給付事業が増加しています。各自治体は独自の対応を求められ、システムの構築や運用を行っていますが、その結果、事業費の増大という問題が浮上しています。 各自治体が個別にシステムを開発したり、運用手順を整備したりすることは、それぞれの地域の特性やニーズに応じた柔軟な対応を可能にする一方で、同じような機能やサービスを重複して開発することによる無駄が生じてしまいます。この無駄なコストは、自治体の財政に負担をかけ、結果として国民へのサービスにも影響を及ぼす可能性があります。 国が共通システムを開発し、自治体に使用させることで、各自治体が独自にシステムを構築する必要がなくなるため、初期投資や維持管理のコストが大幅に削減される可能性があります。また、共通のプラットフォームを使用することで、運用手順が均一化され、各自治体の職員が同じ手順で業務を行うことができるため、ミスや混乱を減少させる効果も期待できます。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
148	災害時における避難所運営、避難状況把握、安否確認等に係るシステム化	自治体では災害発生時の人的被害の把握が重要な業務であり、現在、消防庁の「自然災害における安否情報システム」で情報共有が可能であるが、避難や負傷、死亡をした住民の照会は、個人情報保護のため本人または親族等が希望した場合に限られるなど運用面で多くの課題がある。 マイナンバーを活用した避難所の運営、被災者情報の把握、安否確認等が一貫してでき、国、県、自治体間で情報共有ができるシステムを構築することが、災害時の被災状況の把握に有効と思われるので、共通化の候補として提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
149	災害時の住家被害認定調査に係る業務のシステム化	災害時の住家の被害認定調査に、被害認定機能を持つシステムを利用したり、また手作業で計算等を行ったりと、自治体によって方法は異なっている。現在導入されているシステムも、自治体により様々である。 大規模災害の他自治体への調査応援で、共通化されたシステムを利用すれば、迅速な罹災証明書の交付につながるができることと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
150	浄化槽台帳システムの保守点検・清掃業者の利用を含めた共通システム化	現在環境省において浄化槽の適正な維持管理の徹底を目的として、浄化槽法の改正により、各自治体が管理する浄化槽台帳のより一層の整備を推進することが検討されている。浄化槽台帳へ記載を徹底していくべき情報の中には、民間事業者である保守点検・清掃業者が持つ情報もあるため、台帳の整備には事業者の協力が不可欠であり、事業者からの報告の義務化も検討されているとのことであるが、当報告およびその情報の台帳への落とし込みについては、事業者・自治体双方に多大な業務が発生することが容易に想像される。現状各自治体は、各々が台帳システムを構築したり、環境省が提供する環境省版台帳システムを活用しているところであるが、今後、法改正により全国の自治体がそれぞれ独自にシステム開発や運用を行うための費用を別々に捻出しなければならないことを考えると、浄化槽の維持管理情報の電子化を推進するためには、保守点検・清掃業者も利用できる全国共通のシステムを展開することが合理的であり、候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
151	チャットボット技術を利用した業務支援システム	税のような専門性を必要とする業務では、専門知識の習得が必要であるが、小規模自治体では救える人材も限られるため、OJTによる習得もままならず、県が主催する研修に参加しながら習得する状況にある。チャットボットの利用については、先進的な自治体でホームページ上でFAQとして利用されているものの、民間のように組織内部の人材育成での利用はほとんど行われていない。そこで、税のような全国一律で取扱いが同一である業務について、組織内部向け共通チャットボットを導入し、新任職員が専門的事項を習得できる環境を作ることにより、小規模な自治体であっても専門的な業務知識の習得を可能とすることで、行政サービス向上につなげることができると考える。 なお、県においても小規模事務所では、今後市町村と同様なことが想定されることから、県においても有用なものとする。	都道府県	F-1 共通システムが存在するもの
152	低所得者支援給付金システムの標準化・共通化	新型コロナウイルスの影響から、毎年様々な低所得者支援の給付金事務を行っているが、支給対象者の特定については税情報等の条件設定や決定通知をカスタマイズで対応しているため、毎回多額なシステム改修費用を行っている。マイナンバーを利用した公的口座情報や税情報等について必須機能として仕様に定めることで、ファストパスの利用などにより市民サービスや市民に対する迅速な支援が可能となる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
153	ハローワークシステムの最適化	ハローワークシステム（職業安定行政関係業務システム）（以下「システム」という。）は、職業能力開発行政に係る厚生労働省人材開発統括官訓練企画室（以下、「厚労省」という。）が主管するシステムで、職業能力開発関係機関相互で職業訓練の訓練生・入校・中退・修了・就業状況等の情報を共有しています。 厚労省は、職業能力開発行政に係る定例業務統計報告について「システムによる集計が可能」としています。 ※定例業務統計報告は、多岐に亘る職業訓練の実績を国に報告するものであり、統計事務の作業量は膨大です。 しかし、システムは「ハローワークを経由せず訓練実施施設に直接申し込む等、ハローワークで受講あっせんが行われない者」が集計対象外であるため、厚労省が示すような「システムによる集計」は"不可能"で、「①従来の報告様式による統計作業」に加えて「②システムへの統計データ入力作業」が必要になり、事務作業量が倍化、二度手間になっています。 このことについて、繰り返し厚労省に入力欄追加及び入力権限付与等の改善を要望していますが、厚労省からは不可の回答となっています。 ついでに、ハローワークシステムの本来趣旨のとおり、業務・システムの最適化を提案します。	都道府県	F-1 共通システムが存在するもの
154	避難行動要支援者支援事業における名簿更新及び個別避難計画に係るシステム化	避難行動要支援者事業について、国は災害対策基本法を改正し、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成を義務化するとともに、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画を作成することを努力義務化している。しかし、地域ごとに災害の特徴は異なるものの、名簿や個別避難計画の様式、それを管理するシステム等に共通項が認められる中で、それらすべてを各市町村に作成・構築させることは非効率である。国は、市町村に指示をするのであれば、標準様式やカスタマイズ可能なパッケージシステムを構築し、提供等しただうで行ってもらいたい。なお、地域住民の繋がりが薄薄化する中、行政には以前よりも多くのことが求められるが、その全てが市町村に行えるものではなく、行政の範疇を超えているものもある。国は、地方の実情を把握したうえで、現実的な施策を示してもらいたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
155	マイナンバーカード交付・予約管理業務のシステム化	国の法定受託事務のマイナンバーカード交付事業は、交付申請に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）においてカードの作成・市区町村へ送致されることとなります。 当該カードの検品、保管、交付までに至るまでのカード管理業務、また、住民基本台帳に基づく宛名や住基カード持参の有無等を記載した交付通知書の作成・印刷・発送、さらには、カード保有者増による再申請の増加に伴う窓口混雑の解消策として、予約管理が必要な市町村も多いものと考えております。 上記業務は直近における地方自治体システムの標準仕様書の対象外であり、上記システム機能は住基ネットワーク上の統合端末に不足し対応が困難であることから、左記業務のシステム化を提案いたします。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
156	臨時給付金業務のシステム化	給付支援サービスが提供されているが、臨時給付金業務でシステムの準備も含めて労力が割かれる点に対象者の判定や給付金額の算定仕様の確認と調整作業である。 今後は業務システムの標準化により、住民記録データや個人住民税データなど、臨時給付金の対象者判定に使用するデータも標準的なデータ項目に統一されることから、共通化されたシステムにおいて運用することで各自治体における給付金受付までにかかる準備期間が短縮され、業務負担の軽減や早急な支給の実現につながると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
157	医療機関との情報連携基盤の構築	現在、医療機関と行政との連携については、「多くの医療機関のシステムが閉域網にしかつながっていないため電子申請等が困難」、「必要となる頻度が低いシステムは使っていただくにくい」などの問題があり、デジタル化の効果を十分に得られない状況にあります。また、市民が居住地と異なる自治体の医療機関を受診する機会も多々あるため、自治体ごとに基盤を構築した場合、医療機関にとって非常に煩雑なものとなります。これらの問題については、一部の自治体で先進的に進めている主治医意見書の連携等を含め、医療機関が日常的に利用するシステムにフロントエンドを集約し、次のような機能を全国的に構築いただくことで、市民の利便性を向上するとともに、医療DXの効果が高まるものと考えます。 ・ログインの共通化・医療機関ポータル構築（閉域網での情報連携も可能なもの） ・汎用的な情報連携機能の付加（申請・書類（意見書等）提出・自治体からの情報共有、双方向 など） ※短期的にはGMISで取得しているメールアドレスの自治体への共有等の実施をお願いしたい	政令指定都市	F-1 共通システムが存在するもの
158	感染症発生動向調査（NESID）システム他システムとの連携	現在、結核患者の管理については、国の提供するNESIDのみで管理することは困難なため、別途結核患者を管理するためのシステム（本市システム）を構築して対応しています。 本市システムからNESIDへの連携については、NESIDと同系列のシステムを使うことを条件に特別にCSV連携を許可いただいているが、他都市ではCSV連携ができないため、二度での入力が必要になっていると聞いています。 そこで、全国自治体がそれだけで結核患者管理ができ、PMH等医療DXにも画一的に対応できるよう、共通SaaS（LGWAN環境含む）による新システムを構築いただくことで、全国的に効率的なシステムの構築・運用が可能になると考えます。 難しければ、現在結核患者についてはPMH連携のために住民記録システムとの連携が必須となっていることもあり、引き続きNESIDを使用するうえで次のいずれかの対応を実施いただくことで、同様に効率化につながると考えます。 ① CSV連携の仕様等をオープンにし、どのベンダーでもCSV連携を対応可能とする。 ② NESIDの機能拡大により各自治体でのシステムの構築・運用を不要とする。	政令指定都市	F-1 共通システムが存在するもの
159	健康保険の「所得区分」について、情報提供ネットワークシステム（統合宛名システム）を利用した「情報連携」において取得可能とすること。	令和6年の地方分権改革に関する提案募集（共通化関係）（デジ行番号5）に対する各府県回答では、健康保険資格情報等は「情報連携」で取得することが望ましく、オンライン資格確認システムについては自治体利用は困難との回答を頂いたところである。 指定難病等の医療費助成制度の事務手続においては、健康保険資格情報等のうち高額療養費制度の「所得区分」（いわゆる適用区分）について、各保険者に書面を郵送して照会し把握している。書面照会は書類用意が業務上の重い負担となっているほか、郵便事故のリスクもある。さらに、照会結果を得るまで1か月程度を要し、申請から受給者証発行までの期間を短縮できない一因となっている。 そこで、情報提供ネットワークシステム（統合宛名システム）を利用した情報連携において、現在は取得できない情報である「所得区分」を照会可能とすることで、所得区分を短期間で把握できるようになるとともに、自治体の業務負担を軽減させることができる。これにより受給者証発行までの期間が短縮され、申請者が受給者証を従来より早く手にして医療費助成の利用を開始することができ、住民の安心や利便性向上につながることができると考える。	都道府県	F-1 共通システムが存在するもの
160	補助金や交付金の申請から支払い業務の公金受取口座を利用したシステム化	全国の自治体で補助金や交付金の制度は存在しているが、申請書に記載された情報をExcelでとりまとめており、口座情報など記載されたものの転記を行い、二重チェックをするなど、人数によっては大変な負担となっている。マイナンバーを利用して公金受取口座を自動で取得し、申請から支払いまでの機能を持ったシステムを構築することで、事務負担が軽減されると考える。 なお、支払いについては各自治体の会計システムとの連携が難しい可能性が高いと想定されるため、支払情報の吐出しまでが共通基盤で実施できるとよいと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-1 共通システムが存在するもの
161	予防接種業務に係る約1,800の自治体が導入する健康管理システム（予防接種）から国が整備する「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（以降、予予・請求システムと省略する。）」への一本化	予防接種業務については、システム標準化に向け、各自治体で健康管理システムの整備が求められている一方、現在、医療DXにおける業務全体のデジタル化を目指し、別途、厚生労働省にて「予予・請求システム」の整備が進められているところです。現在の構想では、「予予・請求システム」を中核として、健康管理システムを通して、様々な情報連携を行うものとなっており、単独では機能しない整理となっています。しかしながら、自治体における開発・運用コストだけでなく、障害対応のリスク、ベンダーの開発リソースの逼迫等を考えても、「予予・請求システム」の機能調整により単独かつ統一的な運用を可能とすれば、予防接種業務に係る日本全体の大幅なコスト抑制につながることから、各自治体の健康管理システムとの併用ではなく、国が整備する「予予・請求システム」に一本化すべきと考えます。なお、この考え方については、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた基本方針に関する「人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくこと」との総理方針にも合致するものです。	政令指定都市	F-1 共通システムが存在するもの
162	AI-OCRエンジン	令和6年1月25日付 「令和6年地方分権改革に関する提案募集の実施について」にて4月8日に提案した内容と同じ。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
163	LGWAN上のRPAエンジンとシナリオの共有環境	令和6年1月25日付 「令和6年地方分権改革に関する提案募集の実施について」にて4月8日に提案した内容と同じ。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
164	学校徴収金等会計処理業務のシステム化	現在、本県の県立学校では、修学旅行費、副教材購入費、給食費などの学校徴収金や、PTAや同窓会などの団体費会計について、振替口座の登録、徴収管理から支払事務、精算後の生徒個々への返金などを手処理で行っており、保護者や教職員双方にとって大きな負担となっている。 学校徴収金等の会計処理業務をシステム化し、会計事務の適正化、合理化を図ることで、保護者の利便性向上や教職員の働き方改革の推進につなげることができると考える。また、市町村等も小中学校等で同様の事務を行っており、共通化及びシステム化することで公立学校に通う家庭の負担・リスクの軽減、利便性の向上や教職員の業務改善につながるものと考えられる。	都道府県	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
165	起案文書の作成、保存及び決裁事務に係るシステムの標準化	共通する事務処理であり、共通化することで経費削減の効果を見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
166	基幹系システムの共通化	財務会計システムをはじめとする全庁的に行う内部事務に係る基幹系システムについては、対応する業務や必要な機能が地方公共団体ごとに類似しているにもかかわらず、各団体ごとにシステムを整備している。そのため、法改正等の全国的に発生する対応に伴うシステム改修が各団体ごとに発生しており、各団体の金銭的、事務的な負担が重く、非効率な状況にある。 そこで、内部事務に係る基幹系システムを共通化することで、法改正等に伴う改修費用や運用保守費用の効率化につながると考える。	都道府県	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
167	業務用チャットツールの導入	本市では業務用チャットツールを令和3年9月に試験導入、令和4年4月より本運用を開始している。職員間の情報共有の他、外出先における職場との連絡手段としても利用され、利用者数及びメッセージ数も増加傾向にある。 時間・場所・相手の不在等に制限されることが無く、トーク履歴確認が容易なため、電話の取り次ぎや不在時の伝言、メールにおける過去のやり取りの確認や要件以外の書き出しや結び文の作成、会議日程調整、報告・連絡・相談等に要する時間を削減し、本来の業務に集中する職場環境をつくり、また部署を跨いだグリープワークによって、対複数との情報共有の密度や意思決定のスピードアップにつながっている。 このツールを共通化することで、各自治体ごとの導入に係る負担を軽減し、共通SaaSとして提供する各ツール間の連携を可能とすることにより、国や地方の情報共有・連携が円滑になることが見込まれることから候補として提案する。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
168	勤怠管理システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
169	公営企業会計システムの共通化	地方公営企業の各事業において、一部勘定科目の違いは存在するが、発生主義を基本とする企業会計の考え方は共通しているにも関わらず、帳票類をはじめ、システム仕様はベンダー毎に異なっている。また、今後消費税法の改正によるシステム改修が発生する場合、ベンダー毎に対応が異なる可能性もある（別途改修費用の要求）。 そのため、更新費用や改修費用の軽減が図れるよう、企業会計システムの仕様・帳票類の共通化、統一化が求められる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
170	公会計システムの共通化	公会計システムについて、次のような点から、共通化の候補とすることを提案する。 ・公金収納のデジタル化を始めとして、今後も制度改革による変更が見込まれる。 ・標準化対象事務で行う収納業務と関連する。 ・関連する業務範囲が広範であることから、共通化に伴う業務フローの見直しにより、事務の適正化や効率化の面で高い効果がある可能性がある。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
171	公共施設予約システムの共通化	公共施設は全国どの自治体でも保有しており、貸館業務を行っていると認識している。当該自治体の住民だけでなく近隣自治体の住民が施設を利用することもあることから、公共施設予約システムを共通化することにより、施設利用者の利便性向上に繋がるものと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
172	公用車管理システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
173	財務会計業務に係るシステムの共通化	財務会計制度は、地方自治法を根拠とする全国共通的な業務スキームであることから、共通的なシステムの整備が望ましい。また、地方自治法改正や公金収納に係るeLTAXの活用などにも柔軟に対応することができる。	都道府県	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
174	財務会計システム	国が共通の財務会計システムを構築することで、各自治体は個別にシステムを開発・運用する必要がなくなります。これにより、初期投資や運用コスト、メンテナンス費用を大幅に削減できる可能性があります。共通システムを使用することで、各自治体の財務データが一貫性を持ち、正確性が向上するとともに、国への報告業務が不要となるため、自治体の事務の効率化も図られます。また、データの集計や分析、地方自治体間での比較も容易になるため、財務運営の透明性を確保する効果も期待できます。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
175	財務会計システムの共通化	財務会計システムは、予算編成・執行管理、決算統計等の手続を支援するシステムであり、各地方公共団体で統一して導入している内部系システムである。また、国家公務員等の旅費に関する法律やその他法令の改正に伴い、財務会計システムの改修が必要となる場合が多く、システム改修に係る業務負担が大きくなっている課題もある。このような課題は各地方公共団体で共通すると思われるため、共通化すべきシステムの対象とすることで一定の効果が見込めるものと考える。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
176	財務会計システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
177	市内の公共施設や防災、都市計画情報を地図上に表示する統合GISシステムの標準化	全国に展開することで、統一した市民サービスを提供できるとともに経費削減の効果も見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
178	社会資本台帳システム	共通インフラ管理システム（市町村道台帳システム、上下水道台帳システム、空家等管理システム、法定外公共財産管理システム、河川台帳システム、港湾・漁港台帳システム等）整備を提案する。必須要件としては、①データベースとプラトーを連携、②インフラの台帳機能、③手続き連携、④SSO実装を希望する。 理由としては、法令に基づく管理が全国の自治体で行われており、交付税算出や決まった様式による手続き等が行われているため、整備効果が最も大きいと考える。また、小規模な自治体では、GISに紐づけたシステムの管理コストが増大になりつつあり、共通SaaSがあれば持続可能な運用が可能になる。合わせて、システムが統合されているため、県、国が必要な情報をシステムから収集できるため、調査自体を無くしたり、減らしたりでき、業務工数の大幅な削減が見込めると考える。 必須要件としている、SSO実装については、各自治体が既に運用しているMicrosoft365等のアカウントを利用できるようにすることで、アカウントの管理工数削減やセキュリティレベルを自治体ごとに設定することなどが出来るようになり、今後のゼロトラスト構想においても重要であると考える。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
179	出張申請システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
180	人事給与システムの共通化	本事務は全国的に必須の共通業務であるため、現在標準化対象となっている業務と同様、全市町村が標準化の恩恵を受けることができる。地方自治体間での業務内容の標準化や、例えば災害発生時には人材を他市町村に派遣する際に簡単に事務内容を共有できるため、災害対応に多く時間を割くことができ、早期復興の一助となりえる。また、突発的な制度変更にも対応できる体制づくりは地方自治体の負担減だけでなく、制度変更への住民対応の質の保障や、交付金や補助金として補助する国庫の支出減にもつながるため、地方公共団体情報システム標準化基本方針における標準化法の趣旨・目的に合致する業務は幅広く標準化していただけるよう提案する。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
181	スポーツ施設、文化施設の利用予約をインターネットから行うシステムの標準化	全国に展開することで、統一した市民サービスを提供できるとともに経費削減の効果も見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
182	テレワークシステム導入	テレワークは、総務省の自治体DX推進計画の重点取組事項に掲げられており、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札である。 I C Tの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるものであり、また、重大な感染症や災害発生時に行政機能を維持するための有効な手段であることから、山形市では現在J-LISのサービスを利用し運用を行っている。 全国の自治体が国で提供する統一されたテレワークシステムを利用することで、セキュリティリスクや安定した稼働といった意味で安心して運用を行うことができるほか、更にはコストの削減、ナレッジの共有等を行うことができるため、全国統一のサービスとして有効なものと考える。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
183	電子契約システムの共通化	電子契約システムは、導入自治体も年々増加傾向にあるが、多くのシステムがあり、このため、事業者としては、市町村毎にシステムを使い分けの必要がある他、市町村としても、単一団体での導入であるため、共同利用による割安感を出すことができていないと思われる。 また、未利用の市町村においては、契約書への押印手続や郵送手続に時間を要しており、導入することにより大幅な時間短縮を図ることができる。 共通化システムを導入することにより、費用低減・業務効率化につながる可以考虑。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
184	電子調達システムの共通化	国においては、電子政府調達システム（GPES）を利用し、全国統一された基盤で調達を実施している。他方で、地方公共団体が電子契約システムを導入している地方公共団体は限定的である。また、地方公共団体が調達する物品やサービスに地域の独自性が入ることは考慮すべき内容であるが、調達プロセスそのものに独自性は必要ないと考える。以上を踏まえ、国の電子政府調達システムのように地方公共団体でも共同利用する形で共通化を提案する。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
185	都市ガス料金システム、上下水道料金システムの共通化	従量制の料金制度を採用している都市ガス、上下水道について、毎月または2か月ごとに使用量を検針し料金算定を行う仕組みであるが、システム仕様はベンダー毎に異なっている。そのため、システム更新時に過去の料金データや地図情報の登録データを引き継ぐことが困難であることが多い。また、出力する納入通知等のインボイスに対応有無もベンダーの対応によって大きく変わる。 以上のように、システム更新時の業者選定に係る制約が大きいことから、検針データ、料金算定、収納情報、検満メーターの管理情報、地図情報等に係る仕様が共通化されることが望ましい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
186	図書館システム及びICタグシステムの共通化	現在、図書館の業務システム（利用者、蔵書、貸出や返却等の情報の登録及び管理）は、各自治体でほぼ電算化されている一方で、蔵書管理の効率化や利用者の利便性向上（セルフ貸出・返却、予約本受取等）とプライバシー保護に繋がるICタグは、一部の自治体では導入されている状況である。ICタグを活用するためには各種IC機器が必要であり、IC機器は図書館の業務システムと連携させることが必要となるが、連携における統一的な仕様が現状はない状態である。そこで、図書館の業務システムの仕様と図書館で使用するICタグ及びIC機器の仕様を総合的に全国で共通化し、展開することを提案する。 期待される効果としては、各図書館は、利用者が希望する資料がその自治体内で所蔵していない場合、近隣自治体等から資料貸借して利用者に提供するが、図書館の業務システムとICに係る連携仕様が全て共通化されていれば、資料提供までの事務処理の簡略化と利用者の利便性向上（セルフでの受取と貸出処理が可能）に繋がる。また、図書館では、全国や都道府県レベルでの各種統計調査が複数存在するため、統計項目の抽出や帳票をシステム共通化により統一することができれば、事務の効率化が期待できる。	政令指定都市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
187	内部系システムの共通化	自治体職員が事務を行う内部のシステムを共通化することで、組織間の情報連携のスピードや利便性が高まり、経費についてもスケールメリットを活かして安価になることが考えられるので、間接的ではあるが住民サービス向上に寄与する。	特別区	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
188	内部事務システムの標準化	庶務事務システム、人事給与システム、文書管理システム、財務会計システムといった内部事務系システムは、地方自治法に基づく行政事務を処理及び管理するものであり、本来、自治体ごとに差を付ける必要が無いものといえる。現在は類似のシステムを各自治体が個別に有しており重複投資となっていることから、共通化による費用削減効果が見込まれるため、共通化の候補とすることを提案する。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
189	ノーコードツールの導入	自治体では大規模システムとしてベンダーが構築したシステム以外にも、MS-EXCELやMS-ACCESSをはじめとしたオフィスソフトで住民サービスを実現している。こうした事務については、人事異動によるメンテナンス不能やファイル破損による業務停止などの課題が常に付きまわっている。ノーコードツールを導入することで、業務や作業を効率化し、可用性を向上させることで、住民サービスのスピードアップや安定性を実現する。また、共通のツールを使うことで、組織間の情報連携のスピードや利便性が高まり、経費面でも安価になることが期待される。	特別区	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
190	避難行動要支援者名簿システムの共通化	避難行動要支援者名簿作成は災害対策基本法に基づいて、全国の自治体で作成が義務付けられている。これについて、各自治体でExcelで対応したり、システムを購入したりなどそれぞれ対応していると認識している。場合によっては高額な費用を投じて自治体オリジナルのシステムを構築しており、ベンダーロックになっている場合もあると想定している。このような状況において、国で避難行動要支援者名簿システムを構築し、各自治体が利用料を支払うような対応にできれば効率的な運用ができると考えられる。ただし、避難行動要支援者は各自治体において対象者の定義が異なるため、それについては反映できるシステムが望ましい。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
191	文書管理システム・電子決裁システム	令和 6 年 1 月25日付 「令和 6 年 地方分権改革に関する提案募集の実施について」 にて4月8日に提案した内容と同じ。	町村	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
192	母子健康手帳の電子化に伴う母子手帳アプリの活用	本市では全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、従来の相談支援体制に加え、より身近で気軽に相談支援を受けられるツールとして、 出産・子育てアプリの運用をしている。妊娠届出の申請をアプリで行うことで事前の情報収集と、母子手帳交付の準備をあらかじめ行うことができ、来庁時の待ち時間軽減やより適切なサポートの提供が可能となった。また、紙での申請時に発生していた、記入内容の確認作業が不要となったことで、妊娠届1件あたりの職員対応時間を約15分削減できた。そのほかアプリを通して市のサービスや子育て情報の発信を行っている。 全国展開を行うことで里帰りしている妊産婦も里帰り先での子育て情報を知ることができ、切れ目のない支援を提供できることが期待されるため、共通化の候補とすることを提案する。	中核市	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
193	予算編成、執行管理、物品管理、財務書類作成の内部事務に係るシステムの標準化	共通する事務処理であり、共通化することで経費削減の効果を見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
194	職員の出退勤管理、休暇管理に係るシステムの標準化	共通する事務処理であり、共通化することで経費削減の効果を見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-2 多くの団体が既にシステムを導入済で、調整コスト以上に、共通化の効果を当面見いだせないもの
195	下水道事業における技術継承に関するデータベースの共有化	本市では下水道事業における技術継承及び人材育成の課題に対し、 データベースを作成しているところである。作成するためにはそれなりの時間と労力が必要とされ、かつ現在の職員には必要性が薄いことから、後に回されがちな業務である。しかし、今後必要となることから順次作成しているところである。 そこで、ある程度技術の共通部分に関して共有のデータベースを提案する。作成の参考にする際に他自治体へ業務調査に同ったが、そのままデータベースを譲り受けたいほどの完成度だった。技術継承は全国的な課題でもあり、基本的な共通事項が共有できれば作成するための時間や労力を削減できる。独自の部分がある場合は自分たちで追加できるようにすれば問題ないと考える。同じ内容を作成するために重複する時間と労力を削減することを目的にこの提案をする。	中核市	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としなないもの
196	国政選挙の電子化およびオンライン化	国政選挙の電子化およびオンライン化を提案する。全国すべての市区町村で同じ事務を行うため、国によるシステム化が望まれる。マイナンバーカードを用いたオンライン投票を可能にすると同時に、全国の投票所においてはマイナンバーカードを用いた本人確認とタッチパネルを用いた電子的な投票を可能とすることにより、速やかで正確な結果報告が可能となる。また地方自治体からの申請に基づいて地方選挙でもシステムを利用できるようにし、機器は地方自治体が管理する仕組みにすればより合理的である。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としなないもの

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
197	デジタル技術を活用した水道管路診断等に利用するShapeFileの標準仕様化	本市では、本市が保有するデジタル管路図のShapefileを基に A I 技術を活用した将来の水道管路の劣化状況を予測し、管路の劣化状況と管路更新の優先度ランクを見える化している。また人工衛星による漏水検知業務を実施したが、その際も前者同様にShapefileを活用してきた経過にある。さらに後者の業務においては、他事業体（3事業体）と共同発注し、各事業体のShapefileを共有することで、広域的な水道管網図に繋げることができ、かつ衛星業務の成果のShapefileと前者の A I 診断結果のfileを疊重させることで、さらなる管路更新の優先度の絞り込みに寄与できた。 今後、 A I を活用した管路の劣化度予測や人工衛星の画像解析技術を活用した漏水検知など、上下水道管路の保全業務に対して、新技術の活用が進むことが考えられる。そのような新技術を活用した業務の成果においてはデジタル管路図のShapefileが使用されることから、その属性や仕様などを全国的に共通化を行うことで、新技術活用時の成果品質の均一化・統一化、また上下水道事業の広域化における管路台帳の整備時の作業の省力化や事業体間の管路情報構築時の仕様の標準化、さらに管路情報を標準化することで、地震などの災害時における応急復旧時へ活用することによる復旧の迅速化などの効果が見込まれるため、デジタル管路図のShapefileの共通化を提案するものです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としないもの
198	電子投票システムの共通化	電子投票は、開票の迅速化により選挙結果が迅速、正確に判明するとともに、開票管理者、立会人及び事務に従事する者の負担を大きく軽減することができる点や、無効票・疑問票が無くなることによる選挙人の意思の正確な反映、自書が困難な方の投票環境改善、開票の省力化、少人数化によるコスト削減などのメリットがあり、平成14年2月1日の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」の施行により、地方公共団体の選挙に限り実施可能となった後、過去には実施した団体もあったが、システムの不具合により選挙無効となった事例等による信頼性への不安や、実施自治体の大きな費用負担、国政選挙で解禁されていない点などの理由により現在は実施する団体がない。 そこでシステム共通化により安心して使用できるシステムが開発されれば、実施自治体の増加と、国政選挙での解禁も促され、コスト削減にもつながると考える。なお、システム共通化にあたっては、将来的なインターネット投票制度化を踏まえたシステム設計とするとともに、国政選挙での解禁を同時進行で進めていただくのが最適と考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としないもの
199	都市ガス、上下水道に係る「Web検針票、料金・使用量照会サービス」の共通システム構築	従量制の料金制度を採用している都市ガス、上下水道について、毎月または2か月につき検針票を発行し投函・郵送等を行っている事業者が多いが、民間の電気・ガス会社は検針票をはじめ紙媒体の書類発行を有料化するところが増えており、Webにより検針票、料金・使用量を照会するサービスを提供している。 個々の公営ガス、上下水道の事業者で同様のサービスを提供するのは費用面で課題が大きいため、共通の「Web検針票、料金・使用量照会サービス」が構築されれば全国的な展開も図りやすいと考えられる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としないもの
200	被災建築物応急危険度判定のデジタル化	ほとんどの自治体において、被災建築物応急危険度判定における、調査結果の記録および集計は紙ベースで行われている。 先日の能登半島地震では、一部の自治体で調査結果の記録や集計について、システム化がされていた。公用・私用を問わずスマートフォンやタブレットを用いて調査結果の記録が行われ、それがタイムリーに自動集計されることで、災害時の混乱の中にもかかわらず、迅速な国への報告や、業務量の大きな削減が実現されていた。 被災建築物応急危険度判定のデジタル化が実現すると、業務が効率化され、より早期に完了し、国民の二次災害の防止が図られるだけでなく、そのデータを罹災証明発行事務や、復興計画の策定等に活用することによって復興のスピードアップにつながり、国民の利便性が向上すると考えられる。 また、システムを全国的に共通化することによって、各自治体ごとにシステムを構築する場合と比べてトータルコストが最小化される。あわせて、省庁横断で罹災証明発行業務等とのデータの共有化を図ることによって、これらの業務をそれぞれの所管で行う場合と比べてトータルコストが最小化されると考えられる。	政令指定都市	F-3 一部の団体がシステムを導入しているが、システムの導入効果や共通化の効果が判然としないもの
201	屋外広告物法の手続きに係る統一的な電子システムの導入	申請、許可、違反、命令等、法手続きに関連する情報を一元管理する統一的な電子システムを整備し、第三者の情報閲覧請求者がオンライン上で閲覧可能な機能も付加する。 閲覧のオンライン化を行うに当たっては、個人情報等の取扱いの統一的な基準等を示す。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
202	交付金申請業務のシステム化	デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした交付金の申請業務においては、市町村の申請を都道府県で取りまとめて国へ提出しており、申請書データ（ワード、エクセル、パワーポイント）を市町村及び国とメールでやりとりしている。 本県の場合、令和5年度補正予算デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ1の1次募集の採択件数は41団体82件であり、交付申請に限らず、変更申請や実績報告、関連する照会など、年間を通じた関係者間でのメールのやりとりは概ね3000件程度と見込まれる。また、メールで申請書データやりとりすることから、ダウンロード、フォルダへの格納、申請内容の整理、対応状況の管理等を別途行わなければならない、大きな手間と、また管理の複雑さによる業務の非効率が生まれている。 そこで、一連の交付金申請業務をシステム上で完結できるシステムの構築を提案したい。申請データをシステム上で一元管理し、申請状況及び申請内容、進捗状況を見える化するシステムを構築することで、現状の煩雑な作業が不要となり、各手続の処理時間が短縮される。また、各市町村のデジタル化の状況が見えるため、更なる支援へ繋げることができ、デジタル田園都市国家の実現を加速させることができると考える。	都道府県	F-4 システムが存在しないもの
203	事業継承にかかわるマッチングシステム	個人店や農業従事者を含む個人事業主が高齢化し後継者が不在のため廃業に追い込まれることで、地域の産業が衰退していくという課題に対応するために、後継者を探すための仕組みづくりを実施してはどうかと考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
204	地方自治法第99条に基づく意見書のオンラインによる提出に係るシステム構築	地方自治法第99条に基づく意見書は、令和5年の地方自治法の改正により、関係行政庁に加え、国会に対してもオンラインでの提出が可能となった。当該意見書は、オンライン化される以前は、意見書の内容によって国会のほか、関係行政庁ごとに郵便で送付しており、オンライン化された現在においても、国会及び関係行政庁ごとに個別の宛先を入れて送信する手法が想定されている。そこで、地方自治法第99条に基づく意見書について、共通のシステムを構築することで、一度の送信で国会及びその他関係行政庁へ提出可能となり、全国1,800弱の地方公共団体の議会並びに国会及び関係行政庁の事務負担が軽減され、地方公共団体の議会の意見書提出権が早期に貫徹されることにつながると考える。	中核市	F-4 システムが存在しないもの
205	認知症等行方不明者捜索に係る業務のシステム化	全国的に認知症等が原因で行方不明になる人が年々増加しており、認知症発症率が高まる75歳以上人口は、2050年以降まで増加が見込まれる。また、行方不明者は、行政境をまたいで移動するケースがあり、より迅速な行方不明者の保護や身元不明者の特定のためには、関係機関との円滑かつ広域な連携が重要となる。現在、認知症等行方不明者への対策として「SOSネットワーク」の仕組みがあり、警察や自治体間での協力体制が構築されているが、自治体ごとに登録や捜索に必要な書式等が統一されていないことや県を通じた依頼となるため、情報共有の手段が非効率である課題がある。そこで、認知症等行方不明者について、システムを介した事務の共通化を図ることで、事務が迅速化され、早期発見・保護につなげることができると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
206	防災関係情報の共有・照会・回答等の全国共通システム化	防災担当部門においては、防災関係情報の照会（調査）が頻繁に届いており、対応が負担となっているため、情報を一元管理して共有するようなシステムが構築されると職員の事務負担軽減に寄与すると考える。 現状、国、県、市町村、関係機関等でそれぞれ独自にシステムやデータベースを管理しているため、同じ情報（防災担当者名、連絡先等）を、年中、関係各所から、それぞれの調査様式やシステムにより照会されている状況である。 他分野の業務でも同様の傾向はあるものの、防災関係は状況に応じた急な事業が多いためか、特に雑多な状況となっているように思われる。災害発生後に、このように類似するデータをそれぞれの機関が分散管理していることから発生する各種照会への対応にリソースが割かれてしまうことで、災害対応の遅れにつながるおそれがある。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
207	補助金交付申請手続き業務のシステム化	地方公共団体及び民間の文化財所有者に対する国庫補助金（国宝・重要文化財保存活用事業費補助金）業務は、年4回、補助対象1事業につき事業計画書から実績報告書まで紙ベースでの書類提出が必須となっている。紙資料の作成から提出までの事務処理では、市町村で概ね1事業につき1人×6日の作業が必要な状況である。また、提出した後も都道府県での取りまとめ作業が発生し、チェック後の追加資料提出等のやり取りなどを含めると、さらに膨大な事務処理時間が費やされている。なおこれらの負担は、民間の文化財所有者も同様に負っている。 加えて現状では、所管官庁である文化庁は過去の膨大な補助事業内容のデータベース化を行っておらず、同じような課題を抱える全国の自治体間での情報共有ができない状態である。また過去のデータベースが存在しないことから、自治体等が実施したい事業が補助対象となるかの判断も国の担当者に求めることが多くなっている。 以上より、本業務を共通化の候補とし、全国の自治体等での過去の事業内容などデータベースを参照しながら補助対象経費の積算から申請までを入力・データ送付できるようシステムを構築することで、市町村、都道府県及び民間の文化財所有者の事務負担を軽減するとともに、データベースの活用による効率的かつ適切な文化財の保護・活用事務が執行できると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
208	郵便請求システムの導入	証明書の郵便請求について、現在本市においては独自システムでの管理を行っている。近年では、オンライン申請やキャッシュレス決済での手数料納入に対応しているシステムも構築されており、市民にとっても利便性が高く、自治体にとっても業務の効率化に繋がるサービス及びシステムであると感じている。全国の市区町村で行っている事務であるため、共通化システムを構築・導入していくことを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-4 システムが存在しないもの
209	ライフイベントとそれに伴う行政手続きワンストップ化	国でデジタル共通基盤を構築することにより、産まれてから死亡するまでのライフイベントに関する情報を一気通貫で共有し、自治体を越えて業務を円滑化することを提案する。特に、こどもや高齢者については、多くの行政手続きが必要でかつ共通であることから、この分野から着手することが重要である。 ・こども分野：母子手帳、出生届、健診、保活、入学、教育等に係る業務。対象者の転居でも途切れのない児童相談業務 ・高齢者分野：フレイル予防、医療・介護サービスに係る業務	都道府県	F-4 システムが存在しないもの
210	BIツールを活用した統計データの自動生成	都道府県から、様々な統計データの提出依頼があります。 特に20業務の標準化対象業務の標準仕様書に記載がない県への報告資料の作成が必要ですが、今までカスタマイズで対応していたところの機能がなくなり、報告資料の作成はEUCを使った手作業になる見込みです。 そこで、各種統計データの生成を基幹システムから必要なデータのみを自動で集計し、市町村や都道府県の統計データの作成の負担を軽減するとともに、調査から結果の公表までの期間を短縮し、結果を住民や企業などにリアルタイムに公表したり、二次利用できるデータとして提供することで住民の利便性向上につながることができると考えます。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
211	BIツールを活用した統計データの自動生成	都道府県から、様々な統計データの提出依頼があるが、特に20業務の標準化対象業務の標準仕様書に記載がない県報告資料の作成が必要である一方で、今までカスタマイズで対応していたところの機能がなくなり、報告資料の作成はEUCを使った手作業になる見込みである。 そこで、各種統計データの生成を基幹システムから必要なデータのみを自動で集計し、市町村や都道府県の統計データの作成の負担を軽減するとともに、調査から結果の公表までの期間を短縮し、結果を住民や企業などにリアルタイムに公表したり、二次利用できるデータとして提供することで住民の利便性向上につながることができると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
212	BIツールを活用した統計データの自動生成	・都道府県等から、様々な統計データの提出依頼がある ・標準化により、今までカスタマイズで対応していたデータ抽出ができなくなりEUC抽出後、手作業によるデータ作成が想定される そこで、 ・各種統計データの作成を基幹システムから、必要なデータのみを自動で集計を共通化すべきシステムとして提案する	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
213	各種調査報告に関わる業務のシステム化	国及び都道府県から統計データ等の提出依頼について、現行の基幹系業務用システムでは、カスタマイズ等により各種調査票等に対応した帳票を出力できる機能を有しているケースがありますが、システム標準化・共通化に対応した標準準拠システムに移行した場合、対応帳票の出力機能がなくなることが想定されます。引き続きEUC機能により必要なデータを出力することは可能と想定していますが、報告書のフォーマットに合わせて手作業による集計処理等を行うとなると職員負担の増加・集計ミスの発生が懸念されます。 例えば、標準準拠システムから出力できる特定のデータファイルをアップロードするのみで国や都道府県が必要に応じて統計データ等を抽出したり、BI化できる仕組みを整備することで、各種調査照会（及び回答）に関わる職員の負担軽減及びその回答を基とした政策検討の迅速化が図れるものと考えます。	町村	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
214	各種調査報告に関わる業務のシステム化	国や都道府県から様々な統計データ等の提出依頼があります。既存の基幹系業務システムにおいて、一部カスタマイズにより各種調査等に対応した帳票を出力できる機能を有しているものもありますが、システム標準化に伴い対応帳票の出力機能がなくなるものもあります。引き続きEUC機能により必要なデータを出力することは可能ですが、報告資料等の作成は手作業となるなど職員負担の増加が見込まれます。 例えば、標準準拠システムから出力できる特定のデータファイルを、アップロードしておくだけで国や都道府県が必要に応じて統計データ等を抽出したり、BI化できる仕組み（システム）を整備することで、各種調査照会に関わる職員負担の軽減とデータを活用した政策検討の迅速化が図れるものと考えます。（標準化PMOはそれに近い仕組みだと言えます。）	町村	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
215	各種調査報告に関わる業務のシステム化	国や都道府県から様々な統計データ等の提出依頼があります。既存の基幹系業務システムにおいて、一部カスタマイズにより各種調査等に対応した帳票を出力できる機能を有しているものもありますが、システム標準化に伴い対応帳票の出力機能がなくなるものもあります。引き続きEUC機能により必要なデータを出力することは可能ですが、報告資料等の作成は手作業となるなど職員負担の増加が見込まれます。 例えば、標準準拠システムから出力できる特定のデータファイルを、アップロードしておくだけで国や都道府県が必要に応じて統計データ等を抽出したり、BI化できる仕組み（システム）を整備することで、各種調査照会に関わる職員負担の軽減とデータを活用した政策検討の迅速化が図れるものと考えます。（標準化PMOはそれに近い仕組みだと言えます。）	町村	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
216	工事、委託、物品購入など電子入札事務に係る入札事業者管理システムの標準化	都道府県で共同利用してる実績もあり、全国に展開することで経費削減の効果も見込めるため。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
217	入札及び契約管理＋財務会計業務の標準化	[提案内容] 電子入札、電子契約、支払処理の電子化、財務会計システム、起債管理システム、電子決裁と電子支払い、経営マネジメント分析、国からの調査対応のシステムを一元管理する仕組みの標準化。 [提案の理由] 1. 非効率な現状 現在、多くの自治体はこれらの仕組みを別々のシステムで運用しており、非常に非効率です。 2. 電子契約と支払い処理 民間企業は請求書を電子化しているにもかかわらず、自治体では未対応で、非効率な状態が続いています。この状況は今後も数年間続く可能性があります。 →自治体のために紙での請求書作成業務から開放されない。 3. 電子入札 事業者は各自治体ごとに入札資格の申請が必要で、自治体は膨大な量の資格審査を行っています。例えば、中央で一括審査し、その結果を全国の自治体が共有する仕組みにすれば、時間を大幅に削減し、生産性を向上させることができます。 4. 財務会計システムと起債管理システム及び経営マネジメント分析 総務省が定めた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」があるにもかかわらず、各自治体の運用はバラバラです。地方公共団体の経営・財務マネジメント強化のため、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながるデータ分析を含めた標準化が必要です。 5. 市民目線の問題 市民が自分の自治体の財政状況を理解しにくい現状があります。標準化により、どの自治体でも統一された、わかりやすい財政情報の公開が可能になります。 6. 国からの調査対応 国からの調査が年々増加し、自治体はその対応に多くの時間を費やしています。標準化により、国が必要とする情報をリアルタイムに抽出できるようにすれば、自治体は調査対応の時間を削減でき、国もリアルタイムで状況を把握できます。今後、人口減少の中で、全国的にムリ・ムラ・ムダをなくすことが効果的です。 これらのシステムを一元管理し、全国的に標準化することで、自治体の運営効率を大幅に向上させ、市民にとってもわかりやすい情報公開が可能になります。また、国の調査対応も効率化され、全体として持続可能な社会の実現に寄与します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
218	入札参加資格審査申請のオンライン化	入札参加資格申請は、本市においては2年に1回行っており、郵送または持参で受け付けている。事業者の規模にもよるが、単一市町村への申請、管内の複数市町村への申請、全国市町村へ申請する場合が想定され、同じ書類を複数の市町村へ郵送している事例が多いと推察され、事業者にとっては過大な負担（紙代、郵送料）となっている。一方、市町村においても、大量の紙書類を保管する、申請内容をExcelファイルに転記する等の過大な負担となっている。オンライン化に関しては、現時点でもLGWAN-ASPやその他事業者独自システムで運用している事例があるが、共通化システムがあれば、事業者・市町村ともに費用低減（人件費・郵送料の削減費用が、オンライン化対応費用・利用料を上回ると予想）・業務効率化につながる可以考虑。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
219	入札参加資格申請システムの共通化	全国共業務のため、標準システムの候補として提案。	町村	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
220	入札参加資格の標準化・共通化及びデジタル・マーケット・プレイス（DMP）の整備等に伴う電子調達・電子契約・電子請求・バーチャリングカード払いなど、地方公共団体の調達関連事務のSaaS化	国は「全省庁統一資格」があるが、現在地方公共団体ではそれぞれの団体毎に入札参加資格等の受付と審査を行っている。 このため、事業者は団体毎への申請という膨大な労力を例年定期的に強いられており、経済団体等からも改善要望が出されている。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000938966.pdf また、デジタル庁は、「国の行政機関や自治体から事業者によって登録されたクラウドベースのソフトウェア（SaaS）とその利用支援を仕様に合わせてカタログサイトから検索し、絞り込み、その結果を証拠として調達に利用できる新しい方式」として、「デジタル・マーケット・プレイス（DMP）」の整備を進めている。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03735227-d301-4bec-a678-96e036d917ea/cdf02cda/20230920_meeting_administrative_research_working_group_outline_02.pdf さらに、BtoBでは、電子契約、電子請求（インボイス対応）、法人向けクレジットカードであるバーチャリングカードでの支払いといった事務が一般的になりつつある。 こうした大きな環境の変化に、地方公共団体が個々に対応することは、極めて非効率であり非生産的であると考ええる。 公共調達の共通化は、地方公共団体及び事業者の双方にとって事務負担軽減効果が見込まれるため、地方公共団体の調達関連事務のSaaS化を提案する。	政令指定都市	F-5 調整コスト以上に、共通化の効果が見いだせるもの（新たな課題や技術に対応するものや制度改正が多いもの等）
221	国の補助金等の請求に係る業務のシステム化	国の補助金等に関する請求事務は、毎年継続的に実施され市町村から県を通じて国に請求している。そこで、本事務については、共通化の候補とし、データの発生源から自動で集計できるよう、専用のシステムを構築することで、市町村や都道府県の調査負担を軽減するとともに、調査から結果の公表までの期間を短縮することにより、結果を迅速に知りたい住民の利便性向上につながる可以考虑。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
222	国等の外部機関の都合により、専用回線・専用端末の設置を余儀なくされている業務システムのLGWAN回線またはインターネット回線への対応及び専用端末の廃止	現在、中間SV、住基ネット、国保連、広域連合（医療助成に関する事務）、領事館システムなどにおいて、外部機関の都合により専用回線／専用端末の設置が余儀なくされており、システム間データ移行のために職員がUSBでデータを移行させる手間が発生しているほか、管理する端末が増えてしまっている状況である。通常の業務で使用する端末で、これらの業務システムにアクセスできるようになると職員の事務負担軽減に寄与する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
223	業務のセンター化を通じた基礎自治体の負担軽減	業務・システムの共通化に留まらず、いわゆる“センター化”により、基礎自治体の業務の一部を都道府県や国へ集約するなど、更なる業務の効率化を推進するための仕組みづくりを求める。	都道府県	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
224	後期高齢者医療広域連合における各システムの共通化・専用端末の廃止	本件は各都道府県域で組織が設置され、広域連合の単位で専用ネットワークおよび自治体における専用端末が設置されている。各自治体においては既存の個人番号利用事務とは別途に、専用ネットワーク・端末を構築・維持しており、費用が重複して発生しているところ。広域連合システムをガバメントクラウド等に移行し、既存の個人番号利用事務系の端末と統一することで、専用回線及び端末のコストを大きく縮減できると考える。また、現状では個人番号利用事務系の端末とのデータ授受にあたりUSBメモリを利用するほかなく、セキュリティ上の懸念となっている。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
225	公立学校施設整備費の補助金に係るシステムの市区町村への導入	公立学校施設整備費の補助金（公立学校施設整備費国庫負担金、学校施設環境改善交付金）に係る事務手続きのうち、次年度事業等の要望調査、内定から交付決定までの一連の事務については、文部科学省から設置を求められた専用システム（専用端末）を使用して、同省と都道府県の間でデータの送受信を行っている。しかし、市区町村には専用システム（専用端末）が導入されていないため、都道府県と市区町村間の中で個別にメールによるデータの送受信を行う必要があり、都道府県及び市区町村の事務負担となっている。そこで、システムの利用範囲を市区町村まで拡大し、国、都道府県、市区町村間のデータの送受信をシステム上で完結する体制を整備することを提案する。また、拡大に当たっては、専用端末ではなく、クラウド化を図るとともに、現在はインターネット接続系を使用しているため、LGWAN（統合行政ネットワーク）接続系との間でデータを転送する作業が発生していることから、より事務負担が軽減されるようLGWAN（統合行政ネットワーク）接続系を利用したものがよいと考える。	都道府県	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
226	国民健康保険団体連合会（国保連）における各システムの共通化・専用端末の廃止	本件は各都道府県域で組織が設置され、連合会の単位で（LGWAN内の）専用ネットワーク領域および自治体における専用端末が設置されている。各自治体においては既存の個人番号利用事務とは別途に、専用ネットワーク・端末を構築・維持しており、費用が重複して発生しているところ。候補連システムをガバメントクラウド等に移行し、既存の個人番号利用事務系の端末と統一することで、専用回線及び端末のコストを大きく縮減できると考える。また、現状では個人番号利用事務系の端末とのデータ授受にあたりUSBメモリを利用するほかなく、セキュリティ上の懸念となっている。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
227	住民又は事業者と職員間のデジタル接点のレイヤーに係るプラットフォームの導入	当市では、先進自治体で導入が進んでいる住民及び事業者と職員間のデジタル接点のレイヤー（情報発信、問合せ、手続領域）を、組織横断的に統合するデジタルプラットフォームの導入に関する検討を進めている。当該プラットフォームは、住民と職員、事業者と職員の関係におけるアプリ・サービスが業務や組織縦割で各々整備したことによってサイロ化し、デジタルたらい回しのようなUXの低下を招かないよう、また機能重複によるデジタルに係るコストの無駄をなくすことを目指すものである。加えて、民間のCRMの考えを自治体に適用し、住民等の情報を組織横断的に管理し、分析・活用することによってサービスの向上を図ることもプラットフォームで目指すべきものと考えている。デジタル実装タイプTYPESを始めとして当該レイヤーに関する様々なワンストップ化やプラットフォーム化を目指したプロジェクトが進んでいるが、業務や組織縦割の視点でのデジタル実装に留まっており、各々の分野で進めていった将来的なサイロ化やコストの無駄を懸念している。部分最適なアプリ・サービスに比べて、統合的なプラットフォームのコストは、単独の業務や組織に限定した視点では高くなる傾向にあるが、共通SaaSとして全国的に展開することによって、共通利用できる機能開発による開発費の抑制やライセンス費の抑制を図りつつ、全体最適化によって、UXの向上やコストの抑制という効果が見込まれるため、共通化の候補とすることを提案する。	中核市	F-6 今後の検討の参考にするもの（専用端末や補助金等）
228	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の管理システムの共通化	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所の情報を管理するためのシステムについては、多くの都道府県で個別に導入しているところであるが、3年に一度の頻度で制度改正（報酬改定）が行われており、年によっては臨時の制度改正が行われることもある。各都道府県は、報酬改定の都度、当該システムの改修を行っているところであるが、制度が大きく変わることも多く、多大な負担となっている。また、各市町村は、都道府県が指定した指定障害福祉サービス事業所等の情報に基づき、個々の障害福祉サービス等の利用者に対して支給決定を行っているところであるが、都道府県のシステムと市町村のシステムが連携されておらず、都道府県が指定した指定障害福祉サービス事業所等の情報を個別に各市町村に送付している状況である。そのため、各都道府県で整備している指定障害福祉サービス事業所等の情報を管理するためのシステムを共通化し、また、各市町村のシステムとも連携させることで、市町村や都道府県の負担を軽減するとともに、指定障害福祉サービス事業所等の情報を迅速に各市町村と共有することで障害福祉サービスを利用したい住民の利便性向上につながる可以考虑。	都道府県	ベンディング
229	障害福祉サービス指定事業者等管理システムの共通化	障害福祉サービス等に係る指定事業者の管理を行う当該システムは、障害者総合支援法における障害福祉サービス等事業者の指定及び各種届出情報の管理を行い、事業者の報酬請求に係る基礎情報を作成・管理するシステムであるが、国の制度改正に対応するための改修が多い状況にある。ついては、当該システムを共通化することにより、システム改修にかかる県単独でのシステム改修費用が削減される。	都道府県	ベンディング
230	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム化	都で導入した社会福祉施設等に対する指導検査業務システムについて、全国に展開することによって、事業者の 負担軽減及び利便性の向上、自治体職員の業務の効率化という効果が見込まれることから、共通化の候補とすることを提案する。 ・指導検査業務システム：都では、膨大な紙での煩雑な業務処理から、クラウドやタブレットを活用した先進的なDXシステムに刷新し、事業者・東京都とも指導検査業務にかかる負担を軽減。	都道府県	ベンディング

共通化すべき業務システムの対象候補の提案募集

#	提案概要	提案詳細	団体種別	対応案
231	公共施設予約システムの共通化	本市では令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金TYPE1を活用し、夜間貸出を行う小中学校の体育館等公共施設に暗証番号で解錠可能な電子錠「スマートロック」を整備した。その際、公共施設予約システムをスマートロックと連携可能なシステムに更新し、キャッシュレス決済も導入することで、利用者が事前に窓口に足を運ぶ手間をなくし、住民の利便性向上と管理者の業務効率化に繋げている。 スマートロックとAPI連携可能な公共施設予約システムを共通SaaSとして全国に展開することで、地方自治体のシステム利用コスト削減の効果が見込める他、国民が全国どこでも共通のやり方で公共施設の利用ができるメリットがあるため、共通化の候補とすることを提案する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	ペンディング
232	民生委員児童委員活動に係る業務のシステム化	少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加などの社会構造の変化により、福祉ニーズの複雑化・複合化が進んでおり、住民にとって最も身近な存在である民生委員児童委員に寄せられる期待が大きくなっている一方で、業務負担も増加傾向にある。 また、社会構造の変化に加えて、全国的な就業年齢の上昇や町内会・自治会の加入率低下により、民生委員児童委員の候補者を探すことが難しい状況になってきている。 そこで、民生委員児童委員活動については、共通化の候補として、民生委員児童委員専用の業務支援ポータルサイトを構築することで、活動記録の集計のみならず連絡事項の伝達や福祉サービスの情報提供、オンライン研修や委員同士の連絡などで民生委員児童委員の業務負担軽減及び活動の効率化が図られ、全国的に喫緊の課題となっている民生委員児童委員のなり手不足の改善につながるものと考える。 なお、現在、本市では、民生委員児童委員連合会内にDX化検討チームを立ち上げ、全国の事例等を基に検討を進めている。	中核市	ペンディング